

# アメリカによる市場ベース型資本主義の対日「制度移植」に基づく不完備契約の成立 —「移植」に伴う封建的市場システムの連続的展開に関する比較制度分析—

The Establishment of Incomplete Contracts based on the "Institutional Transplantation" of Market-based Capitalism to Japan by the United States  
The Comparative Institutional Analysis on the Continuous Development of Feudal Market System associated with "Transplantation"

内橋 賢悟

## 要旨

第2次大戦後間もない1950年代、アメリカは日本に対して自国型経済システムの「制度移植」を試みた。ところが以下、本稿において明らかにするように、アメリカ型市場システムの「制度移植」の試みは、やがて挫折を余儀なくされた。その過程において、日本では金融機関を頂点に据える企業グループ主導型の自立的復興政策が戦前から戦後にかけて連続して展開させる「意図せざる結果」が生じた。

一方、同じ1950年代においてアメリカは韓国に対しても自国型経済システムの「制度移植」を試みたものの、韓国もまた日本と同様に挫折を余儀なくされた。ただし、その過程は日本とは異なり、「移植」挫折の過程において対米輸出依存型の特恵財閥を生成させ、韓国型経済システムの対米従属性を促す「意図せざる結果」を生み出すものとなった。すなわち、1950年代対日・対韓「制度移植」の挫折がもたらした経緯をそれぞれ比較検討することにより、60年代以降の両国における「(金融機関主導の)企業グループ」と「対米輸出依存型の韓国財閥」の出現、それらを基盤とした日本の「自立的経済発展」、韓国における財閥主導の「従属型経済発展への転換」の「可能性と諸条件」という今日的課題を、本稿が明らかにする不完備契約市場成立の条件を通じて明らかにすることが可能になる。

アメリカによる自国型経済システムの「制度移植」は、自身の同盟国に対して自国型平等主義を「移植」する試みへと転化する傾向がある。たとえば東西の冷戦構造が激しさを増す時代、このアメリカの特殊性は如何なく発揮された経緯が判明する。アメリカは対立する思想が自国型平等主義を妨害する不可解な存在として認め、自らの自発的解決方として不可解な思想が生み出す不安を鎮めるといった目的で自身のアングロサクソン型の市場主義を掲げるようになった。東西冷戦構造の崩壊後、とりわけ1990年代以降の時代において、いわゆる「グローバリゼーション」の進行とともにアメリカ自らが掲げるアングロサクソン型の市場主義、今日では市場ベース型資本主義を世界規模で展開させ、世界市場主義の時代とも称されるようになったのも、そのためである。その際、アメリカは市場参入者間の効率的コーディネーション達成に向けて市場機能の改善化を目指そうとする傾向が認められる。

今日、世界市場はアメリカ自らが掲げる平等主義概念の達成に向けて用意された場として機能するのではなく、むしろ市場競争を通じて一層の専制主義的政策の登場が世界規模で求められるようになってきている。ゆえにアメリカによる市場ベース型資本主義の「制度移植」が封建的な市場主義をもたらし、連動して新古典派型完全競争モデルが強まりつつある。経済的規制の撤廃もしくは緩和を合理的目的とする最小限の規制が、グローバル・スタンダードに沿うイデオロギーとして君臨し、市場競争主義にもかかわらず独占企業が市場を独占するという契約の不完備性が、以上の展開を通じて生み出されるに至っているわけである。

**キーワード：**市場ベース型資本主義・「制度移植」・契約の不完備性・市場システム・歴史的連続性

## I. はじめに

本稿の目的は1950年代、アメリカが日韓双方に対して自国型経済制度への「移植」を試みたものの挫折に終わり、その挫折が60年代以降の日韓両国の資本主義の特徴を形成するに至ったとの仮説に基づき、その歴史的経緯を制度経済学の手法を通じて検証することにある。この「移植」の過程を本稿は「制度移植」と称し、その実態的展開は、以下の通りであると考え。政治的・軍事的に優位に立つ（もしくは、経済力をもつ）国・地域が政治的・軍事的に自立をできない国・地域、或いは何らかの国際的、国内的要因によりなお自立に至らない国・地域に対し、自国型の経済制度を移植させる外交的戦略を、本稿は「制度移植」と称するのである。

第二次大戦後間もない1950年代、アメリカは日本および韓国に対して自国の市場ベース型資本主義の「制度移植」を試みた。ところが以下、本稿において明らかにするように、アメリカ型市場システムの「制度移植」の試みは、やがて挫折を余儀なくされた。その過程において、日本では金融機関を頂点に据える企業グループ主導型の自立的復興政策が戦前から戦後にかけて連続して展開させる「意図せざる結果」をもたらした。一方、同じ1950年代においてアメリカは韓国に対しても自国型経済システムの「制度移植」を試みたものの、日本と同様に挫折を余儀なくされた。ただし、その過程は日本とは異なり、「移植」挫折の過程において対米輸出依存型の特恵財閥を生成させ、対米従属性を促す「意図せざる結果」を通じて韓国型経済システムを生み出したのである。

すなわち、1950年代対日・対韓「制度移植」の挫折がもたらした経緯をそれぞれ比較検討することにより、60年代以降の両国における「(金融機関主導の)企業グループ」と「対米輸出依存型の韓国財閥」の出現、それらを基盤とした日本の「自立的経済発展」の「可能性と諸条件」という今日的課題を、日本における不完備契約市場の展開を通じて明らかにすることが可能になる。たとえば制度経済学派のサミュエル・ボウルズ (Bowles, S) は、自身が唱える制度経済学の立場から、この状況を明らかにする。

すなわち1968年、アメリカにおける非主流派経済学を中心組織としてラディカル経済学連合

(URPE: Union for Radical Political Economics) が結成された。同連合会には7つの異なるアプローチが存在するが、うちニューレフト・マルクス主義派の代表的研究者としてサミュエル・ボウルズの研究テーマは政治経済学のミクロの基礎づけはじめ広範囲に及んでいるのである。ボウルズ自らの研究姿勢は新古典派経済学の限界性を唱えている点で、終始一貫している。彼を擁するレギュレーション理論 (théorie de la régulation) において、市場参加者はミクロ経済理論と経済行動との相互作用を通じて自らの経済行動に従事すると認識される。

では、このようなポスト・ケインジアン型成長モデルにおいて、市場ベース型資本主義の「制度移植」は如何にして行われるのであろうか。ボウルズは、理論と経済行動との統合を通じて自らの理論を展開している。一般に制度派経済学をめぐる歴史的環境は、集団における選好の分布に影響を与え、さらに市場参加者の歴史的選好は制度変化に影響を与えるとされる。ゆえに、このように時系列的変遷を満たす集団レベル間の制度と個人の選好行動とを、統一された動学的システムを通じて「制度移植」の実態を探ることが可能になる。

一般に「制度」は制定法、立憲的な財産権ルールや契約からなる規範、確立した組織体、契約、人々の思考態度の組合からなる習慣を含むインフォーマル・ルールな混合体を意味すると認識される。では「制度移植」を通じて、「方法論的個人主義」に奔走する「移植」対象国の市場参加者に理性を与え、さら市場主義に依存する傾向に歯止めを掛けることは果たして可能であろうか。すなわち、このように自らを「調整」する社会原理 (或いは、経済的もしくは社会的規制) を導入することが、果たして各市場参加者にとり市場主義を抑止することに繋がるのであろうか。或いは、この「制度」を機能させることによって、市場参加者自らが利己主義的な関わり合いを抑制することが果たして可能になるであろうか。

一般に市場における経済行動は財と貨幣との「交換」を通じて達成されるが、この「交換」が市場分配の公平性をもたらすには至らないため、「制度」自らが秩序を保つように用いられることは容易に予想されよう。しかも「制度」が市場参加者のための法・ルールに従って設けられている以上、

その交換が市場参加者にとり不都合な諸要素のみを排除することも当然ではあろう。このような事情ゆえに、制度が果たす役割とは、それを取り巻く社会のあり方に関わるにとどまるものではなく、さらに行動規範、慣行、自己に課する行為コードなどインフォーマルな慣習の公平性にまで広範囲に及ぶことも求められよう。すなわち制度とは、それ自らが保持する特異な概念であるがゆえに、公平性を前提とする市場の交換過程にとどまるものではなく、それを取り巻く様々な外的要因を含む概念として認識されるべきである。

たとえば新古典派経済学において市場参加者は、外生的に付与された選好に基づいて利己的に効用最大化を図っており、したがって合理的経済人としての特質を備えながら労働力商品を含む商品交換に基づいて経済行動に専念するとされる。ポウルズは自らの新古典派経済学批判を通じて、財交換の場である市場で権力作用が機能しており、権力に基づかないとされる経済行動の実態が、政治権力を通じて操作されるという非合理性に基づく市場の存在を指摘する。ゆえに、たとえば「制度」が市場の分配機能を調整する点において有意性を保持するものと認識されるのであれば、「制度」が多国間にわたり「移植」される場合、「移植」対象国の経済状況は「移植」主体国の目的と乖離する傾向が強まることすら予想されよう。

或いは、「移植」の展開プロセスにおいて「移植」対象国の保守的・伝統的なシステムが市場の調整を図る役割を担うことが求められるかもしれない。このような場合、「移植」後において対象国の経済行動を演繹的に決定することに限界性が生じ、同国の生産者が伝統主義的封建性システムを通じて供給行動に専念することが避けられなくなるかもしれない。そのため過去から受け継がれた制度的要素を共有・記憶し、このような状況において育まれた社会的属性が「移植」対象国において市場の分配機能を歪める傾向すら生み出しかねない。

「制度」が一国から他国へと「移植」される場合、この制度それ自らが保持する特異な概念ゆえに、「移植」主体国の政策意図と「移植」対象国の現実的状況とが乖離するような場合、具体的に如何なる現象が生じるであろうか。仮に「移植」主体国が交換を通じて「移植」対象国の市場均衡を図ろうと試みたとしても、たとえば「意図せざる結

果」が契約の不完備性を生み出す懸念が生じることは容易に予想されよう。

本稿の目的は、このような「制度移植」がもたらす「意図せざる結果」の影響、すなわち契約の不完備性の実態を明らかにすることにある。たとえば「移植」対象国である日本において、1940年代の統制経済がもたらした封建的・伝統主義的な経済システムが連続して展開し、「移植」主体国であるアメリカ型システムの崩壊過程において戦前型金融機関主導型の経済構造をもたらす現象が認められた。この特異な日本型経済構造の実態を明らかにするため、本稿は韓国との比較検討も行う。アメリカ型市場システムの「制度移植」が挫折する過程において、韓国において特惠財閥主導型の経済構造が成立し、対米従属型の封建的・伝統主義的な経済システム財閥が契約の不完備性成立の過程が生み出されたためである。これらを分析することを通じて、日本型経済システムが戦前から戦後へと引き継がれる統制経済によって成立し、その連続的な展開が明確化すると結論が導き出されるのである。

## II. 「移植」主体国アメリカが唱える契約の不完備性

### 1. アメリカ型制度の「移植」に基づく日本型経済構造の連続的展開

経済学において「制度」の重要性を最初に唱えたのは、ソースティン・ヴェブレン (T. B. Veblen) であった。ヴェブレンは代表的著書『有閑階級の理論』において、「人間とは、競争相手を打ち倒すことによって生存する動物ではない。むしろ、競争相手との直接的な争いを避けようとする理性が存在する点において、他の動物と分類されるべきである」と述べる<sup>1)</sup>。

この見方は、「自由な競争、自然淘汰、適者生存こそが社会の進歩をもたらす」とする社会ダーウィン主義的「平等主義」概念を意識して発せられたものである。ベンサム (J. Bentham) 流の「経済人の合理的行動仮説」に代表されるように、人々が経済活動を行う際に効用最大化を図るとする「功利主義」(「限界効用価値概念」)、もしくはワルラス (L. Walras) が主張するように個人が一定の主観的価値基準のもと整合的行動を行う「一般均衡分析」に対し、ヴェブレンは「制



度」的条件を通じて経済活動を規定する「平等主義」概念の重要性を唱えたのである<sup>2)</sup>。

ヴェブレンが「制度」を重視するに至った背景として、アメリカ・ウィスコンシン州にノルウェー移民の子として生を受けた彼が青年期を迎える1870年代から80年代にかけて、アメリカが迅速な工業化の渦中にあった点が挙げられよう。当時は、いわゆる「独占資本主義」の時代を迎えており、貧困、慢性的な貨幣恐慌もしくは不況、浪費などの問題が著しさを増す一方、対応策としての社会的統制、もしくは社会改革に向けた運動が次第に強まりをみせていた。

やがてヴェブレンは、心理学、社会学、人類学、法律学など隣接する諸分野を含む「制度」が、市場における財とサービスの生産・交換に際し、人々の行動範囲を制約する文化的、制度的な諸条件としての機能を発揮すべきとの主張を展開した<sup>3)</sup>。ヴェブレンは「アメリカ制度学派」を築くに至り、世界恐慌(1929~33)後のニューディール期において「経済的規制」を相次いで成立させるなど、同国経済に計り知れない影響を及ぼすところとなった<sup>4)</sup>。

しかし第二次世界大戦後、ソ連をはじめとする共産圏の影響力が増すにつれて、アメリカは政治的・軍事的な世界戦略に比重を移すようになる。日本、もしくは韓国に対して「経済的規制」を前提に市場ベース型資本主義の「制度移植」を試みたにもかかわらず、日韓両国の保守政党(韓国の場合は、加えて親米政権)と(政治・経済など)政策的連携を強めるようになり、市場機構が重視される結果をもたらした。既述したように、日本において戦前型の「統制経済」が復活し、韓国では親米政権のもと「特惠財閥」(政府との密接な関係を所与とする企業集団)が生成するという「意図せざる結果」が生じたのである。

一般にアメリカは、建国の歴史的背景において特異性に満ちており、とりわけ革命と独立を同時期に経験したという点において他国には認められない特異な歴史を有している。そのため、たとえばアメリカが他国に対して自国型の市場システムを「制度移植」する場合、同国の国是とされる平等主義概念が、力、知性、年齢、もしくは意欲など個人的差異を前提にするという現象が認められる<sup>5)</sup>。すなわち個人的差異を前提に捉えられるア

メリカ型の平等主義概念とは、たとえば経済的効率性を高め、なおかつ政治権力に基づく制度階層性を相対化する市場を通じて自らの概念を達成させる傾向を有するわけである。市場における平等主義達成こそが社会的上昇を目指すグループの概念を達成する場として捉えられ、やがて連動して供給主導の市場競争主義が展開する現象を生み出すに至るのである<sup>6)</sup>。

今日、このアメリカ型の平等主義概念は「アングロ・アメリカン・システム」とも称され、社会ダーウィン主義的な自由放任主義(レッセ・フェール)に基づく完全な自由競争の実現、さらにアダム・スミス(Smith, A)以来の自由放任主義をレオン・ワルラス(Walras, L)流の一般市場均衡論(「ワルラス・モデル」など)に結びつけるなど、様々な分野で議論的とされている。このような平等主義達成に向けた絶対主義的概念は、政府機能の最小限化を図るべきとする「リバタリアニズム(Libertarianism)」に通じており、歴史的にも17世紀の個人主義を通じて「競争の精神」を唱えたジョン・ロック(Locke, J)、或いは19世紀に「アメリカ独立宣言」を記したトマス・ジェファソン(Jefferson, T)による政治哲学思想に基づく「平等主義」概念などの影響を受けながらも、世界規模で展開している<sup>7)</sup>。

さて、この特異な現象を伴うアメリカ型の平等主義概念を日本に「制度移植」する試みが、終戦後の占領政策において行われた。その際、1938年における臨時全国経済委員会設置、或いは同委員会が42年に着手した国際カルテル解体に集約される反独占条項が、戦後の対日占領政策にも反映された点を軽視すべきではない。財閥解体や経済力集中排除が強力に推し進められた占領政策下の当時、財閥が軍閥とともに侵略戦争を巻き起こしたと認識したアメリカは、平等主義概念の対極に位置する財閥の解体を通じて日本の非軍事化を徹底させようと確信していたのである。

しかもアメリカは、日本における戦時統制経済を利用することによって市場参入者間の効率的競争の達成に向けて市場機能の改善化を目指そうとした。にもかかわらず、対日占領政策のうち初期独占政策の中核をなした「初期の基本的指令」は、その殆どがニューディーラーによって占められ、彼らがアメリカ型市場システムの「制度移

植」を通じて、需要主導型政策に基づいて市場機構の改善化を図ろうとしたのである<sup>8)</sup>。ところが、1947年以降に強まりをみせた東西の冷戦構造によってニューディーラーによる改革の後退が余儀なくされるようになると、連合国軍総司令官(SCAP)内において権力構造の変化が著しさを増すようになった<sup>9)</sup>。このように当時の時代背景に翻弄されたアメリカ平等主義概念の「制度移植」の政策的背景については、以下のように要約することが可能になる。

すなわちアメリカが自国型市場システムを「移植」しようとしたにもかかわらず、米ソ冷戦構造の勃発が生じたため、アメリカはニューディール型膨張財政をコントロールする政策主体に権力を集中させようと考えた。具体的にアメリカは、マネーサプライをコントロールする広範な権限を掌握する市場主体に「制度移植」を任せようとした。結果として、国家権力が政治的施行権に高度に集中させ、専制主義自らが市場の効率化を推し進めるという皮肉な現象が認められるようになった。すなわちニューディーラー退出後の占領政策「転換」により、アメリカ型市場システムの政策主体がもたらす市場コントロールを通じて、日本に対してアメリカ型市場主義の実現が図られようとしたわけである<sup>10)</sup>。

このように専制主義自らが市場の効率化を推し進めるにつれて、やがてアメリカによる対日占領政策において、たとえば参謀部第二局長(G-2、情報担当)部長チャールズ・ウイロビー(Wiloughby, C. A.)少将を筆頭とする、いわゆる保守派や右派グループによる活躍が目立ち始めるようになった<sup>11)</sup>。或いはマッカーサーの支持が民政局から参謀部第二局長(C-2、情報担当)に移り始めたと感じ取ったウイロビーのように、一般参謀部(G-1~G-4)の制服軍人集団に倣って徹底的な反共反ソ論に終始する者さえ現れるようになった<sup>12)</sup>。

軽視してはならない点として、ニューディーラー退出後の占領政策転換において、アメリカ型の金融制度の「移植」が放棄された歴史的事実が挙げられる。元来、このアメリカ型金融制度「移植」はGHQによって唱えられていたのであるが、1946年3月提出のコーウィン・エドワーズ(Edwards, C. D.)による調査団報告以来、その

展開は一貫して財閥結合や系列関係の排除を目的としたものであった。同時に、集中排除を達成するため、アメリカ自らが展開した銀行の州際業務禁止や単一店舗制を通じた大銀行の地域的分割が構想されていた<sup>13)</sup>。ところが占領政策の転換以降、日本の自立的経済発展が求められるようになると、GHQ財政金融課のウィリアム・マーカット(Murcutt, W. F) ESS局長のように、銀行分割や地方分権は日本では根付かないとの見方から、大銀行のシェア削減や一部銀行の整備、或いは銀行の新規参入促進のみで十分であり、金融制度改革は可能であるとの主張が際立つようになった<sup>14)</sup>。

アメリカによる「制度移植」は、絶対主義的なパースペクティブ、すなわちアメリカニズムを通じて、集中排除政策に批判的な保守主義者たとえばウィリアム・ドレーパー(Draper, W. H.)陸軍次官やジェームズ・カウフマン(Kaufman, J)達による支持も取り付け、彼らが一丸となって集中排除・銀行分割反対を表明する形で実現が図られた。呼応して、それまでケインズ的な需要拡大政策を通じて行われていた復興政策に対し、需要超過を抑制するという名目でマネーサプライをコントロールする専制主義が持ち出され、占領政策の「転換」により金融市場において封建的旧守派が戦前日本の経済構造を復活させるという契約の不完備性が生み出されるに至ったのである<sup>15)</sup>。

たとえば1947年、アメリカ政府自らが中央銀行の分割回避の意向を日本側に伝え、さらに48年4月、GHQは「新法律の制定による金融機関の全面的改編に関する件」を通じて、過度経済力集中排除法を銀行に適用することを断念した。自国型の連邦準備制度理事会(FRB)の設立を目論んだアメリカは、金融制度を監視しつつ通貨信用政策を立案・実施する「バンキング・ボード；banking board」を構想したものの、冷戦構造勃発に伴う日本政府の反発により日銀内部に通貨金融政策を統轄する「ポリシー・ボード；policy board」(日銀政策委員会)の設置へと抑えることが49年5月末の日銀法一部改正案に含まれるに至ったわけである<sup>16)</sup>。

このように占領政策を通じて日本型金融システムの制度領域(ドメイン)を特徴づける点において、アメリカ型市場システム「移植」の試みが、日本において「国家主義的」(ステイティスト)もし

くは「国家統制的」(ディリジスト)なファクターを経済政策に反映させるという契約の不完備性を生み出したのである。アメリカ型平等主義を「制度移植」した結果、「移植」対象国において市場参加者(アクター)間の効率的コーディネーション達成による市場機能の改善化(市場による調整)が試みられたものの、政府(集権的コーディネーション)自らが市場の効率化(競争的コーポラティズム)を推し進めるという契約の不完備性が、これらの経緯を通じて成立するに至ったわけである<sup>17)</sup>。

結果として、日本型経済システムにおいて金融資本を頂点にする企業グループ主導型の自立的復興政策が戦前から連続して展開するようになり、絶対的権力者による市場介入を通じて伝統的保守主義への回帰が強まると同時に、非市場主義的要素(封建的な官僚主義のシステム)が強まるようになった。日本における戦後経済成長モデルの源泉は「経済的自立促進」を迫るアメリカの戦略転換に沿いながらも、それは戦前における金融機関主導の政策を復活させるという政策転換へと帰着させ、ゆえに戦後日本の経済システムにおいて契約の不完備が定着する現象が生じるに至ったのである。

## 2. ハイエク型「自生的秩序」概念にみる契約の不完備性

以上述べてきたアメリカによる市場ベース型資本主義の対日「制度移植」は、果たして如何なる思想的背景を伴いながら施行されるに至ったのであろうか。本稿はフリードリッヒ・ハイエク(Hayek, F)が唱える「自生的秩序」の概念が、アメリカによる「制度移植」を通じて日本に契約の不完備性をもたらした思想的背景をなしていると考え。以下、このように考えるに至った理由を明らかにしたい。

既述したように、アメリカは自らの絶対的な平等主義概念を通じて日本において占領政策を展開した。その際、日本の伝統主義的な封建体質が用いられるようになり、その閉鎖的な体質ゆえにフランスやドイツにおいて認められる大陸型制定法に基づく典型的な設計主義ではなく、むしろ道徳的なルール・所有制度・貨幣制度、(広義での)法制度を通じて文化的、生産的な進化を促す結果

となった。既述したようにマネーサプライをコントロールする広範な権限を掌握する市場主体に「制度移植」が任された結果、国家権力が政治的施行権に高度に集中させ、専制主義自らが市場の効率化を推し進めるという契約の不完備性が認められたわけである。

このようなアメリカ型の市場経済システムの対日「制度移植」は、ハイエク(Hayek, F)が唱える「自生的秩序」の概念、すなわち「立法(legislation)」や「命令(command)」を通じて、市場主義の自生的成長を自らのうちに備え、よって市場の交換・取引をコントロールする現象へと集約されよう。ハイエクが唱える「自生的秩序」とは、所有制度、貨幣制度、(広義での)法制度による文化的、生産的な進化を肯定するものではない<sup>18)</sup>。むしろ市場は経済成長を前提として交換・取引を規制する場として機能するため、金融機関主導型の制度階層性を通じて封建的な経済システムを存続させる手段として機能するものと認識される。その結果、アメリカ型市場主義の「制度移植」は日本において自由放任思想への偏りにも結びつくようになり、やがて封建的な環境のもと「無秩序な競争主義」を市場にもたらすという契約の不完備性が生じたのである。

このようにアメリカ型平等主義の対日「制度移植」は、東西冷戦構造が始まる「転換」期において如何なく発揮されるようになった。すなわちアメリカ自身の外交戦略が「自由主義の絶対主義化」へと結び付けられ、市場における力、知性、年齢、意欲、傾向などといった個人的差異を前提とする平等主義概念こそが、自由競争、自然淘汰、適者生存をもたらし、社会進歩を可能にする競争主義型の平等主義概念を浸透させると認識されたのである<sup>19)</sup>。このように「自由主義の絶対主義化」を「移植」させる現象は、平等主義イデオロギーの単純化を通じてハイエク型の制度階層性の概念を導き出すに至ったと解釈できよう。

ゆえにアメリカ型市場主義の「制度移植」とは、その過程を通じて社会的上昇を目指す競争主義者の欲求を達成する「機会の平等」をもたらすにとどまらなかった。効率性を伴わない経済的規制の撤廃、もしくは緩和に比重を置く「市場戦略的イセンティブ政策」のみが強調され、非人格的メカニズムを通じて市場経済権力による差別さえ正当



化されるようになった。いわば新古典派経済的な個人主義の下、社会解体への不安・疎外・価値観の崩壊・排除がもたらされ、封建的な道徳もしくは秩序のみに重きが置かれるようになったのである。

その結果、祖先より引き継ぐ「制度」が慣習・習俗や道徳がメゾレベル（「中間組織」）として機能し、家族、ムラ、教会コミュニティ等が擁護される一方、法・道徳・階級・国家・君主制度・貴族制度・教会制度の改変を許さない現象が強まるようになった<sup>20)</sup>。このような道徳的な概念を基にしてアメリカ型市場主義の効率的利用が図られるのであれば、「制度移植」の際、「移植」対象国において権力者の存在が容認され、伝統主義的な封建体質が強まる現象が導き出されよう。市場は指導部が下す指示と指導部が設定する法・ルールに基づく制度階層性を通じて自らの制度を維持し、この封建的な命令組織を通じて旧守派的な権威主義の力を際限なく強める場としてのみ機能するに至ったわけである。

とりわけ、占領政策の転換以降におけるアメリカは自国型平等主義の「移植」を通じて道徳領域で権威を主張する一方、経済領域で個人主義を擁護し、いわば権威と近代とが同居するという奇妙な現象を日本にもたらした。経済領域において個人主義や権利を擁護する反権威主義的主張が好まれるにもかかわらず、文化の領域において伝統的価値に基づく道徳主義が用いられる点において、無視し得ない矛盾点が生み出されたことが理解できよう。ゆえに、やがて個人の内面の自由や生活問題に対して権威主義的介入が強まるようになると、市場メカニズムを前提とする経済的倫理の限界性が社会倫理を崩壊させ、「移植」対象国において市場消費者の権限すら失われるようになったのである。

呼応して、サプライサイド主導型の供給者重視の経済学が重視されるようになり、保守主義が同政策に対する権力行使として認識されると同時に、市場は保守主義の従属下に置かれるようになった。既述したようにサプライサイド主導型の古典派経済学的な概念が、伝統的保守主義の供給主体の正当性を通じて唱えられようとしたわけである。ゆえに彼ら供給主体が道徳的価値観を通じて市場競争主義の勝者になるための競争を制度階層性の上位に据え、自らが唱える道徳や伝統的保守主義が

市場メカニズムを機能させた。ところが、当時の日本において市場は巨大な供給コントロール主体が市場メカニズムを操作するため、1940年代以降の戦時統制経済を通じて官僚組織が市場介入する政策が用いられたのである。そのメカニズムの貫徹が官僚組織型の道徳的秩序に基づいている点において、著しい契約の不完備性が生じていると言わざるを得ない。

ゆえに、このような契約の不完備性を有する市場ベース型資本主義の対日「制度移植」は、結果として市場メカニズムによるアダム・スミス型「見えざる手」に対する信仰を強め、市場の供給主体に権力が集中するという特異な市場競争主義をもたらすに至ったのである。既述したように、供給主体が市場メカニズムを機能させる限り、その経済行動は封建的に市場コントロールを操作せざるを得なくなる。ゆえに、たとえば「移植」対象国の政策主体が経済や政治のレベルを超えて非市場メカニズムの領域に達するような場合、その封建性ゆえ自らの権威でもある国家を権力行使の手段として利用することさえ認められるようになる。その結果、彼ら自らが重視する道徳的権威を用いる手段として市場メカニズム行使が際限なく進むようになり、あくまでも権威回復のための手段に過ぎなかった権力行使が「効率的な小さな政府」を生み出すという契約の不完備性が生み出されるに至る。ケインズ型需要サイド重視の政策を行使する市場の権力主体が、伝統主義的保守主義者からなるサプライサイド重視の専制主義を頂点に据えられるという契約の不完備性が、以上の経緯を通じて成立するに至ったわけである。

### 3. ニューディーラー撤退による統制経済の連続的展開・契約の不完備性成立

以上述べてきた特異な現象は、いわゆる「占領政策の転換」に伴うGHQのニューディーラー撤退を引き起こし、1940年代に始まる戦時統制経済を戦後にも引き継がせるという結果を生み出した。以下、この「意図せざる結果」が高度経済成長期の日本型経済システムとして定着するに至るという契約の不完備性の実態について明らかにしよう。

初期対日占領政策に携わったニューディーラーの反独占思想は、自分よりも社会的・経済的に上

にある者に対する「不平観」を通じて生じる条件の差異を標準化するケインズ的な「結果の平等」に基づくものであった。ゆえにニューディラーによる自由主義的改革の急進的攻撃ムードと、1930年代ヨーロッパにおける自由主義的改革の防御的ムードとは、際立った対照をみせていた。社会主義思想を交えることなく自国型の平等主義を築き上げたアメリカでは、ニューディラーが急進主義者として意識されており、ヨーロッパにおいて社会主義や共産主義に憧れていた人々がアメリカではニューディラーと呼ばれるようになったのである。ゆえにアメリカにおいてニューディール政策は、20世紀初頭のヨーロッパに発生した自由主義的改革運動の要素を含む、特異な社会主義統制経済であるとの認識が可能になる<sup>21)</sup>。

このような政府による需要政策、すなわちニューディール期における戦時統制経済は、それまでのアメリカ型経済制度とは異質であった。ゆえに金融構造を政府主導の資金コントロールを通じて財源を成長分野に割り振る点に特徴を有しており、1930年代にみられた需要主導型の統制経済、たとえばニューディール政策に適合的な、或いは同政策のもと「混合経済体制」を推し進める政策が初期占領政策として反映された。ニューディール型統制経済の延長として恐慌からの景気回復策として展開した軍事的財政がインフレ中心のスペンディング・ポリシーを通じて戦後日本における工業生産の急拡大、或いは戦後の重化学工業の進展を促すという結果をもたらしたのである。ニューディール政策期におけるアメリカの統制経済を活かしながら社会経済的「制度」を着実に初期対日占領政策へと反映させ、スペンディング・ポリシーを通じて戦後日本の資本蓄積体制に影響を及ぼす連続的な展開が認められたわけである<sup>22)</sup>。

しかも占領政策の転換以降、保守主義者は統制経済を専制主義的に活用することで、独占企業体を伝統的な道徳思想や宗教的戒律を没落させる存在とみなされ、ゆえに彼らは自らの平等主義価値観を絶対的権威にまで高めようとした。その際、法体系に基づく人道主義が「人々の差異の平均化」をもたらし、その個人的差異を是認する「機会の平等」が唱えられた。社会の進歩をもたらす社会ダーウィン主義を通じて、自由な競争・自然淘汰・適者生存こそが神聖な法則であると認識されるこ

とによって、伝統的保守主義者による専制主義を通じて「競争による成功者」を「適者生存」の「適者」にするという矛盾が生じてしまったのである<sup>23)</sup>。

では、このニューディール型統制経済の連続的展開の背景をなした伝統的保守主義者による専制主義は、如何にアメリカによる対日占領政策に影響を及ぼし、やがて戦後日本の蓄積体制へと引き継がれるに至ったのであろうか。このような特異な制度階層性を伴うアメリカは自らの平等主義を「移植」をする際、先ず以下のような特異な現象が生じていたと認識すべきであろう。すなわち1938年における臨時全国経済委員会設置、或いは同委員会が42年に着手した国際カルテル解体に集約される反独占条項を通じて、戦後の対日占領政策として反映させようとしたわけである。財閥解体や経済力集中排除が強力に推し進められていた当時、日本経済を支配する財閥が軍閥とともに侵略戦争を巻き起こしたと認識したアメリカは、自らの平等主義概念の対極に位置する財閥の解体を通じて日本の非軍事化を徹底させようとしていたのである<sup>24)</sup>。

既述したように、アメリカは市場参入者間の効率的コーディネーション達成に向けて市場機能の改善化を目指そうとした。対日占領政策のうち初期独占政策の中核をなした「初期の基本的指令」は、その殆どがニューディラーによって占められ、彼らが市場機構の改善化を図ることを目指していたためである。ところが1947年以降に強まりをみせた東西の冷戦構造により、ニューディラーによる改革の後退が余儀なくされると、既述したように連合軍総司令官（SCAP）内において権力構造の変化が著しさを増すようになった。この現象の政策的背景については、以下のように説明することが可能であろう<sup>25)</sup>。

すなわちアメリカが自国型市場主義を「移植」しようとしたにもかかわらず、世界情勢の変動（米ソ冷戦構造の展開）に伴い、アメリカはニューディール型膨張財政をコントロールする国家権力が政治的施行権に高度に集中し、専制主義自らが市場の効率化を推し進めるという現象を生み出した。占領政策転換後のアメリカ型平等主義は、政策主体が政策主導権を握ることによって自国型経済システムの「制度移植」を通じて実現が図られ



たのである。

一方、退出を余儀なくされたニューディーラーの政策的意図は、市場内に発する所与の問題に対する最適解をもたらすのではなく、むしろ両者の利害異質性を起源とする社会的コンフリクト、すなわち社会ダーウィン主義的な「平等主義」概念と「制度学派」における平等主義概念との間に生じた政治的妥協にならざるを得なかった。すなわち占領政策の「転換」により、その妥協点が崩壊した後、アメリカ型平等主義は「すぐれた」経済パフォーマンスを国家が調停することで実現することが可能になったのである。

既述したようにケインズ的な需要拡大政策を通じて行われていた復興政策において、需要超過を抑制するという名目でマネーサプライをコントロールする専制主義がさらに強まるようになり、封建的旧守派が戦前日本の金融構造を復活させるという契約の不完備性を徹底させたのである<sup>27)</sup>。ゆえに翌1947年、今度はアメリカ政府自らが分割回避の意向を日本側に伝え、さらに48年4月、GHQは「新法律の制定による金融機関の全面的改編に関する件」を通じて、過度経済力集中排除法を銀行に適用することを断念させたのである。既述したように金融制度を監視しつつ通貨信用政策を立案・実施する「バンキング・ボード；banking board」構想についても、日銀内部に通貨金融政策を統轄する「ポリシー・ボード；policy board」（日銀政策委員会）の設置へと抑えることで、同案が49年5月末の日銀法一部改正案に含まれるところとなった。アメリカ型金融システムの対日「制度移植」の挫折は、日銀内においても契約の不完備性をもたらす要因をなすに至ったわけであった<sup>28)</sup>。

### Ⅲ. 契約の不完備性に見る日韓比較

#### 1. アメリカによる対韓「制度移植」の導入と挫折・非自立性の検討

既述したように、1950年代対日「制度移植」の挫折により戦時統制経済時代の金融機関主導型の政策が戦前から戦後にかけて連続して展開した。この日本の歴史的経緯に比較して、50年代対韓「制度移植」の挫折は韓国経済の対米従属性を強める結果となった。ここでは、朝鮮戦争（1950年6月25日～53年7月27日）が引き起こした影

響により対韓「制度移植」の試みが挫折し、結果として同国がアメリカの政策的従属下に置かれ、そのため特惠財閥主導型の経済発展がもたらされた韓国の歴史的経緯に触れることにより、同国における契約の不完備性の実態について明らかにしよう。

第二次大戦終結後、日本による植民地支配から脱した1950年代の韓国において、アメリカにより展開された対韓復興政策が及ぼした影響については、なお明確な研究が行われているとはいえない。当時、アメリカは自国における金融制度を自国型の理念をモデルとする新たな制度を韓国に「移植」するため、既存の金融諸制度を変えるよう要求した。しかしアメリカ型金融システムを他国に定着させようとする試みは、容易に所期の目的を達成することができず、最終的には挫折するに至った。

今日、アメリカの影響下にある各国政府が乗り越えるべき課題は、急速に展開する経済のグローバル化への対応策として、如何に主体的な政策選択を行使するであろうか。第二次大戦から間もない韓国において、いわゆる「反共の砦」としてアメリカの軍事的・政治的世界戦略を通じて援助が続けられた。韓国に対する市場ベース型資本主義の「制度移植」は、同国経済の対米従属性を強める結果をもたらすに至ったのである。

ゆえにアメリカによって試みられた対韓金融システムの「移植」挫折は、やがて時代を経て親米政権下の経済成長をもたらすことになった。「挫折」と「成長」を結ぶ重大な根拠として、「所有と経営の未分離」を特質とする「韓国特惠財閥」が挙げられる。アメリカ側の意図に沿った金融改革が目指されたにもかかわらず、一方では、改革の推進を掲げる韓国政府はアメリカモデルの現地化をはからざるを得なかったために、既存の特惠財閥と利害を共有する親米政権が台頭するようになり、マクロ経済動態に様々な影響を及ぼすところとなったわけである。アメリカによる市場ベース型資本主義の「制度移植」を通じて、「移植」対象国政府による経済過程への様々な入を引き起こす「意図せざる結果」がもたらされ、「移植」対象国のマクロ的動態を不安定にするという契約の不完備性がもたらされるに至ったのである。

ところで、一般に「制度」とは、いずれの国においても各国固有の調整機能を持ち、時間的にも

空間的にも入れ子構造（重層的特質）を形成しているとされる。たとえばアメリカにおける市場ベース型資本主義についても、新古典派経済学にみる合理的な個人主義的伝統に支えられた契約を前提としている。ゆえに、この「制度」が持つ重層的特質によって「制度」を他国に移植するような場合、「移植」対象国の経済システムに変化がもたらされるようになる。

すなわち、その効率性に基づく人為的淘汰の原理が働くことを前提とする合理的個人像が、経済過程の歴史的次元の各国間の相違を極端に過小評価するか、もしくは消去する懸念がもたらされるため、このような特異な現象が生じるわけである。この、いわば他律的な「制度移植」の試みは、第二次大戦後まもない韓国政府の反発、拒絶反応を高めるようになった。のみならず、市場ベース型資本主義の対極に位置し、策定者の意図とは異なった現象という「意図せざる結果」を通じて、「移植」対象国政府による経済過程への介入を強める要因をなしたのである。やがて「移植」対象国において政府の肥大化介入が認められるようになり、アメリカによる市場ベース型資本主義の「制度移植」が政府による経済介入を強める結果をもたらしたのである。既述したようにアメリカによる「制度移植」挫折が1960年代以降、「所有と経営の未分離」を特質とする韓国型「特惠財閥」を生み出したのである。以下、これらの経緯が韓国経済成長の制度的基礎条件を作り上げる「意図せざる結果」に結びついた歴史的経緯を明らかにしよう。

一般に1950年代韓国は、援助の対米依存度が極めて高い点に特徴があったとされる。1948年8月の建国から61年5月の軍事クーデターに至る13年間、アメリカによる最大の援助国であり続けた。解放から1961年に至るまでアメリカによる対韓援助総額は31億3,900万ドルに上り、61年の韓国GNP額（約21億ドル）をしのぐ規模であった<sup>29)</sup>。そのため、親米政権である李承晩政権のもと反共を国是とする韓国は、建国早々にアメリカ主導の政治的・軍事的指導の下に置かれるようになった。アメリカは、東西冷戦構造の展開に伴い米ソ対立の最前線（いわゆる「自由主義陣営の砦」）に位置した韓国に対し、強硬的な外交戦略（対共産圏）を強要した。以下、アメリカによる市場ベース型資本主義の対韓「制度移植」の

内容について触れながら、同国の強硬な外交戦略を通じて「移植」の試みとその挫折が韓国の対米従属性を強めるに至った経緯を明らかにしよう。

ここでは、まずアメリカの政治的・軍事的戦略手段として用いられた対韓「制度移植」の内容に触れることによって、アメリカ主導の世界戦略のもと様々な政策が展開するようになった具体的な経緯を挙げよう。建国翌日（1948年8月16日）、米韓間で「財政および財産に関する問題を協議するための米韓会議」が開かれ、同会議においてアメリカによる対韓政策の取り決めが決定された。こうした経緯を踏まえ、1948年9月11日に「米韓財政および財産に関する協定」が締結し、それまで米軍政府のもとにあった韓国国内の物資、現金、政府・公共機関における人事、および政府権限の全てが親米政権（李承晩政権）の管轄下に置かれるようになった。以後、同政権のもとで「ECA（Economic Cooperation Administration:米務省経済協力局）援助」が本格的に展開されることとなり、韓国経済はアメリカによる軍事的・政治的戦略の下に据えられた。このECAの存在と機能は、李政権の基盤強化に対して重大な意味を持っていた。李政権とECAとの間で締結された同協定は、ECAによる経済援助の実施と対韓「制度移植」の内容について定めたものであった<sup>30)</sup>。

1948年9月締結の「米韓財政および財産に関する協定」と並んで同年12月、さらにもう一つの重要な協定が米韓間で締結された。それが「大韓民国と米合衆国との援助協定」であり、12月10日に発効したものである。同協定に基づき、ECAは韓国への調査団として「ECA調査団」を派遣することを決めた。同使節団は現地調査とそれに先立つ事前の対韓経済政策の路線の方向付けをもとにして、最終的に韓国政府に対して対韓「制度移植」を行ったのである。それらは巨額の援助の見返りとして要求されたものであり、援助依存型の膨張財政出現に歯止めを掛けるため財政引締め的な経済安定化策の実施が不可欠な前提条件とされた<sup>31)</sup>。李政権は独自の「産業復興策5か年計画」（1949年1月起点）の立案を通じて第三次産業の復興計画に着手に基づく膨張財政を許し、ECA調査団はこれに強力な歯止めを掛けるため産業復興に伴う膨張財政インフレ懸念を重視し、「財政引締めによる経済安定化策」策を李政権に改め

て要求した。米韓間で2か月余以上にわたり様々な対立論争が繰り広げられた末、ついに李政権側の譲歩により、協定締結へと至らせるところとなった<sup>32)</sup>

以上のように「大韓民国と米合衆国との援助協定」とそれに基づき派遣されたECA調査団は、李政権による膨張財政主義的な経済発展の方法に対して一定の歯止めを掛け、「財政引締めによる経済安定化策」を通じた韓国財政の「均衡回復」、さらに中央銀行も含む「金融の健全化」の両政策を強力に推し進めようとした。一環として、金融面における市場ベース型資本主義の「制度移植」を目指す対韓「金融改革勧告」（「ブルームフィールド勧告」）が構想された。ところが、以下に示すように「勧告」は挫折に至り、それに伴い韓国型特惠財閥が生み出されるに至った。このような「制度移植」を試みた「勧告」は、1）間接金融から直接金融への転換、2）政府権力から独立した中央銀行の創設、3）それらを通じて政権からの独立性が保障された金融制度の確立、すなわち「金融民主化」の名のもとアメリカ型金融制度を韓国に定着させるものであった<sup>33)</sup>。

しかし、金融政策による対韓「制度移植」の試みは、やがて挫折への途を余儀なくされたのである。その結果、ブルームフィールドらがもっとも危惧していた「歪んだ金融制度」が現実生まれ、改革の意図とは逆に、政権の恣意を許す金融政策、さらに財閥主導の経済運営に必要な諸制度が展開するようになった。以下、対日「制度移植」であるシャープ税制勧告の導入・挫折の経緯をみることによって、アメリカによる対日「制度移植」が韓国とは異なり自立型復興政策が可能になった歴史的経緯について明らかにしよう。

## 2. 日韓勧告「挫折」による不完備契約の成立

1949年5月、戦後混乱のなかにある日本経済において機能不全に陥っていた税制を再建するため、カール・シャープ (shoup, Carl sumner) を団長とする税制使節団が来日した。同使節団によって作成された調査結果は、同年9月に「シャープ税制勧告」としてまとめられ、翌50年4月、同勧告は一部の例外を除き大部分が日本の税制として実現した。同「勧告」は各種租税間の相互依存関係を最も重視し、税制全体がひとつの「完結

した租税体系」になるよう工夫されていた<sup>34)</sup>。たとえばシャープ税制勧告において預金利子所得、キャピタル・ゲイン、清算所得に対する全額総合課税、或いは資産税（富裕税制度）、法人擬制説および資産再評価に至るまで、累進所得税と資産所得課税を補完する制度は、すべて包括的所得税による租税負担の公平が目指された。納税意識能力原則による公平性が重視された直接税中心主義の導入を通じて、租税負担の公平は包括的所得税を通じて達成が可能であるとシャープはみていたのである<sup>35)</sup>。

ところが日本政府は「シャープ税制勧告」要求に従うことなく、預金利子所得に対する全額非課税扱いを強行したために一般の預貯金が増大し、それは戦後日本の再蓄積策に利用されることとなった。「勧告」の挫折を機に、日本は第二次大戦前と同様に金融機関主導型の経済発展が展開するに至ったのである。日本の金融機関は、その潤沢な資金調達を獲得を通じて戦前期と同様に傘下企業の株式を再取得させ、保有株式を通じて戦前、戦中期の「系列融資」の復活を果たすことができた。「勧告」の挫折を通じて、金融機関主導型の企業グループが生成し、それら企業グループを主軸とする自立的復興（「財閥の復活」）の展開が可能になったわけである。

一方の韓国において、財閥は特惠財閥と呼ばれるように、その生成は、著しい癒着関係にあった当時の李政権から委譲された特惠的な資産払下げに負っていた。資産払下げは各有力商人に対して極めて有利な条件で供与し、後の韓国財閥成立の要因を成すものとなった。特惠的払下げに対象として専ら「工場」が挙げられてきたとの定説が存在するが、本稿は米韓間の支配従属的關係に着目し、アメリカによる対韓「制度移植」導入・挫折の歴史的経緯が政府帰属銀行株払下げをもたらし、やがて特惠財閥の生成・強化へと導いたと考える。

以下に明らかにするように、アメリカ主導の政治的・軍事的戦略として行使された「制度移植」の試みは、同国による対韓外交戦略を通じて挫折を余儀なくされた。すなわち、朝鮮戦争をもたらした占領政策の「転換」は同国による対韓「制度移植」の試みを挫折させ、対米輸出を主眼とする韓国財閥を生成させたのである。以下、朝鮮戦争勃発を機に韓国において対米従属的發展がもたら



された経緯を通じて、「移植」挫折の実態を明らかにしよう。

既述したように、韓国では建国直後からECAによる「財政引締めによる経済安定化」策を前提にして「制度移植」の実現が図られようとしていた。ECAは第二次大戦後、アメリカによるヨーロッパへのマーシャル・プラン（ヨーロッパ復興計画）を展開するため、共産圏との対峙を目的とする政治的・軍事的戦略機関であった。韓国国内に向けて、ECAは「金融完全化」を李政権にいっそう徹底させようとしたのであるが、そのため使節団とは別の専門家が韓国入りした。派遣されたのがブルームフィールド（Arthur, I. Bloomfield）ニューヨーク連邦準備銀行国際支局長、ジェンセン（John P. Jensen）ニューヨーク連邦銀行監査局長の二人の専門家であった。

「ECAによる金融勧告」と呼ばれたブルームフィールド、ジェンセン両氏の韓国滞在は僅か6ヶ月の短期間に過ぎなかった。しかし、以下に明らかにするように両氏によって試みられた対韓「制度移植」は挫折するに至り、その挫折が1960年代以降の韓国経済の特質（財政主導による「輸出志向型工業化政策の展開」）を定める要因をなしたのである。ブルームフィールドらの所論は一貫して「アメリカ型金融理念と制度」の韓国への移植、そのために必要な「制度の現地化」に力点が置かれており、「財政引締めによる経済安定化」策を前提として、アメリカ自身の総合的な対韓政策、すなわちECAとの整合性を保つ制度階層性が目指された。「勧告」において重視されたアメリカ型金融モデルへの「制度移植」達成に向けて最優先に掲げられたのが、1950年6月12日設置の「金融通貨委員会」であった。同委員会は金融政策決定に関する「最高意思決定」機関であり、その設置は中央銀行法（「韓国銀行法」）の規定に基づくものとされた、各界代表から選ばれた同委員会は7人の有資格委員と同数の代理人から構成された。

このようにアメリカが自国型金融制度を「制度移植」させようとした背景には、解放前の韓国において、金融構造は日本大蔵省（解放前は韓国財務省）による統治下に置かれ、旧「朝鮮銀行」を頂点に位置付ける支配形態にあったことが挙げられる。ブルームフィールドらは、それまでの官僚

支配的な金融構造の代わりに、「制度移植」の一環として金融面における市場ベース型資本主義を韓国に根付かせようとしたのである。具体策として、金融政策が不当かつ恣意的な政策権力の介入に晒されるのを避けたいと、あくまでも独立性を保ち続けることが出来るよう、「連邦準備制度理事会」（FRB）制度に倣って同委員会の組織と構成のあり方が模索された<sup>36)</sup>。その一環として、各界代表から構成される「金融通貨委員会」主導型へと「制度移植」させるため、同委員会には政策決定機関と同時に指示監督機関としても広範な権限と役割が付与されたのである<sup>37)</sup>。ところが「金融改革勧告」と韓国財閥の形成との間には、密接な関係が認められるのである。以下、その経緯を明らかにしよう。

ブルームフィールドは単独で1952年に発表した *Report and recommendations on Banking in South Korea* において、政府が現在の商業銀行の既得保有株式を出来るだけ速く民間に売却すべきことであると述べた当時、政府が保有している特殊な経済構造の解消が急務であると指摘したのである。その理由として彼は、「政府が銀行株を保有する状況では政府は民間金融機関に対して政治的圧力をかけるようになる」との懸念を挙げた。そのため彼は「政府保有の相互銀行株、商業銀行株、および貯蓄銀行株」についてできる限り早く売却し、個人の手に移す案を提唱したのである<sup>38)</sup>。

ところが、ブルームフィールドによる予測とは裏腹に朝鮮戦争後の冷戦構造において、アメリカによる対韓外交戦略が親米政権（李承晩政権）による経済介入を許す結果をもたらした。李政権「政府帰属銀行株」の払下げが行われる段階で「金融通貨委員会」を機能させることなく、特定民族資本が政権との関係を自らに有利に活用し、利得を獲得させたのである。上限（譲渡株数）が設けられていた「政府帰属銀行株」払下げにおいて、それら新興の民族資本は、その上限を超えて大量取得したことが黙認された<sup>39)</sup>。政府帰属資産をもとに新興勢力は経済基盤を固め、財閥生成への足掛かりを得るところとなった。

「ブルームフィールド勧告」挫折の恩恵を受けた特惠商人は、さらに租税政策面における対韓「制度移植」（ウォールド税制勧告）の挫折を通じて財

閣への育成・強化を図った。李政権は「税制勧告」の内容を解釈し直すことにより、アメリカ直接金融主導の市場への「制度移植」ではなく、逆に特惠商人に有利な「資本蓄積型税制」のみを発展させ、1960年代以降の財閥主導型の経済発展を定めるに至ったのである。以下、その具体的経緯について明らかにしよう。

### 3. 税制勧告「挫折」による不完備契約の成立

韓国において抜本的「金融改革」の実行を担ったブルームフィールド、ジェンセンに続き租税政策面の対韓「制度移植」の重大な役割を果たしたのが、次の「ウォルド税制勧告」（正式名称は「韓国税制に関する報告と建議」）であった。1953年8月、すなわち朝鮮戦争終結後、ウォルド(Wald P. Haskell)を団長とする「ウォルド税制勧告調査団」が、同国の調査を展開した結果をふまえて「ウォルド税制勧告」を発表した。同勧告の第一義的な役割は、戦争によって破壊された経済をアメリカ型市場モデルへの「移植」を通じて租税政策面から補うことにあった。

「税制勧告」導入前（1945年9月7日から48年8月14日まで続けられた米軍政時代）において、韓国は厳しい財政危機に陥っていた。危機を招いた要因は、1945年の解放から間もなく決行に移された「朝鮮半島の分割統治」が政治的混乱を惹起し、国内の治安維持や国防強化に向けて極端な軍事支出増が続いたことにあった。当時の国際情勢において、韓国の政治的不安の渦中にあった非効率的な政治予算が財政悪化を加速させたとアメリカ側が判断したのである<sup>40)</sup>。「勧告」の考案者であるウォルドはアメリカ政府の委託を受けて韓国に赴き、朝鮮戦争勃発前からの懸案であった「均衡財政」に向けて多様な側面から租税制度の改革案をまとめたものの、朝鮮戦争勃発後の米ソ冷戦構造の展開は「移植」の挫折を余儀なくさせ、1960年代以降における財閥主導型の経済発展を定めるに至ったのである。

当時、戦争によって工業施設の大部分が破壊されたうえに全人口の1/4が家屋喪失に見舞われたにもかかわらず、政府の租税収入は絶対額において増加を示していた。1953年の税収総額は20,566ホワンに達し、戦争以前の49年度における13.6百万ホワンに対し、3年余りにして150倍

の規模に達した<sup>41)</sup>。そのため当時、個人所得税の徴税強化は人々の勤労意欲を阻害し、同時に法人所得税の強化は一般企業の生産意欲と生産性の低下を招く事態をもたらすようになった。「所得税重視・偏重」の戦時税制がインフレ下の韓国経済を著しく圧迫する要因をなしていたのである。このように、朝鮮戦争がもたらした被害の拡大、国民の納税力の衰退などにより「重税感」が社会に広がり、親米政権である李政権に悪影響をもたらす懸念が米韓双方で生じていた。結果として、「資本蓄積型税制」のみが際立つようになったのである。

租税負担が重い「所得税」を簡素化し、租税の重点を間接税から直接税へと移された日本における対日占領政策（シャウプ税制勧告）とは異なり、ウォルドは所得税による「租税負担の公平」を求めなかった。非ニューディーラーゆえに、新古典派経済学に基づいて間接税主導型の租税政策を通じて「制度移植」を図ろうとしたためである。「第一次税制改正」が行われた1954年4月、卸売物価指数は1950年7月に比較して約17倍を記録している<sup>42)</sup>。そのため当時、インフレによる名目所得増は法人による脱税や所得隠しを頻繁させ、投機や闇市場の形成に繋がること懸念された名目所得増に対する直接税負担増も様々な弊害をもたらしつつあった。ところが、逆進的な間接税重視に伴う一般納税者の租税負担増について、「勧告」は何も要求しなかった。しかも「租税負担の公平」として、企業の留保所得が未配分の株主の所得として捉えられるようになった。この措置は、株価の上昇によって生じるキャピタル・ゲイン課税として機能するため、結果として企業の内部留保に対する租税負担軽減に繋がり兼ねない。相対的に、株主に対する租税負担増をもたらし、アメリカ型の証券市場主導型への「制度移植」の試みとは逆の効果が生じるに至ったのである<sup>43)</sup>。

以上、「資本蓄積型税制」（とりわけ「法人減税」）と「税収増」の同時達成が図れたため、「勧告」はアメリカによる市場ベース型資本主義の「制度移植」の試みと合致するように機能したのである。「勧告」は対米輸出増を通じて対米従属性を強める特惠商人への「減税」、すなわち韓国財閥生成の一要因を成す「資本蓄積型税制」の展開、他方で大衆への「増税」を通じて租税制度の歪みを強めるものとなった。その動きに呼応して、強権発

動により徴税を強行していた親米政権（李承晩政権）は「第一次税制改正」における「企業優遇税制」のみを引き続き施行させたため、それによる税の減収分は国民の所得税負担によって補填させようとしたのである。

以降、朝鮮戦争による破壊的破滅から国土復興政策を掲げて提案された「制度移植」の試みであったにもかかわらず、「第一次税制改革」、さらに「第二次税制改革」（54年10月）を経てなお現実には当初の目的であった国の税収増には結びつかなかった。特惠商人への減税に加えて、戦後の高度インフレーションにより所得税負担増を余儀なくされた一般納税者の脱税行為が頻発していたのである。1954年における直接税の収入比率は前年比10%増の60%を示したものの、脱税行為を主因とする徴税漏れにより直接税の税収は政府予想の62%程度の水準にとどまり、また営業税収も同79%に過ぎなかった。インフレによる名目所得増がもたらした徴税漏れの深刻化が国の大幅な税収減を懸念する結果を招き、「税制勧告」の試みは挫折へと至ったのである<sup>44)</sup>。「財政引締めによる経済安定化」策を唱えたブルームフィールド、ジェンセンらの金融改革を継承しつつ、改革を租税制度の領域に及ぼし、金融と租税の両分野を対象に試みられたアメリカによる対韓「制度移植」は挫折へと至ることが余儀なくされ、政権と一体となった特惠商人は韓国財閥への成立・発展を確実なものにできたわけである。

#### IV. 不完備契約がもたらす市場の「制度階層性」成立の条件

##### 1. 新古典派経済学的な「制度階層性」がもたらす影響

以上、アメリカによる自国型市場主義の「制度移植」が「移植」主体国において封建的な伝統型保守主義者による市場操作をもたらす契約の不完備性を、アメリカによる対日・対韓「制度移植」の観点から明らかにした。アメリカは市場参加者間の新古典派型の市場メカニズムの導入に向けて市場機能の改善化を図ったのであるが、それはむしろ「移植」対象国・日本の専制主義自らが市場の効率化を推し進めるという契約の不完備性が明らかになった。ゆえに「制度移植」とは、アメリカ自らが掲げる自国型平等主義概念の達成に向け

た手段として据えられるのではなく、むしろ「移植」対象国である日本と韓国の専制主義が最大利益を獲得する場として機能させる手段に過ぎないことが判明しよう。

このようにアメリカ型の市場ベース型資本主義の「移植」対象国において新古典派型完全競争モデルの成立に寄与する税制を定着させるとともに、経済的規制の撤廃もしくは緩和を合理的目的とし、なおかつ最小限の規制が政治的・軍事的世界戦略として君臨させるに至ったのである。アメリカ型資本蓄積策を崩壊させながら展開するという歴史的経路依存性は、既述したように金融・税制においてはアメリカによる自国型市場主義の「制度移植」と、自らの世界戦略（world strategy）に即応した税制を通じて、「移植」対象国の専制主義を強めるという契約の不完備性を生み出したわけである。

しかも米ソ連戦構造の崩壊後まもなく、アメリカによる「制度移植」は従来以上の強まりをみせるようになり、「制度階層性」は日韓双方における独自の資本主義メカニズムを消滅させた上で、「共通の土俵（level playing field）」を形成する政策を押しつける傾向を強めるようになった。アメリカ型アングロ・アメリカン・システムを「移植」対象国に伝播させるため、市場における平等主義概念の達成に向けて自由主義（リバタリアン）的な考えのみが重視され、市場の新規参入に対して寛容で寡占的な結託に厳しい完全競争モデル成立に主眼が置かれるようになった。呼応して、経済的規制の更なる撤廃もしくは緩和を合理的目的とし、最小限の規制が世界資本主義（グローバリゼーション）に沿う制度階層性が機能したのである<sup>45)</sup>。

すなわち、今日のグローバル化はアメリカ型諸制度の世界への普遍化とともに、「移植」対象国における先鋭化した市場操作が進行しつつある現象をもたらしている。アメリカ主導のグローバル化は、「経済民主化」のもとIMF、世銀のビッグバン・アプローチにもみられるように、アメリカによる他国への「市場化要求」を通じて現実化が図られたものの、その要求は世界経済の市場主義化を進め、民主化運動を抑制させることを名目に伝統的保守主義の復活をもたらしている。制度階層性の現状が、このよう金融・税制の両側面において契



約の不完備性を定着させたわけである<sup>46)</sup>。

如何なる国・地域であれ、新古典派的な市場主義者は規制緩和による民間活力の導入を通じて資本原理の優勢を唱え、市場を「調整」する社会原理、すなわち経済的もしくは社会的規制の導入に対抗する性質をもつ。いわゆる開発独裁の時代、このような伝統主義市場の構造は封建的経済システムの一つとして黙認されていたが、このようにグローバル化の名のもとアメリカ型市場主義の「制度移植」が全世界に行き渡ろうとしている現在、むしろ閉鎖的な経済システムそれ自らが封建的な市場システムを生み出しつつあることは言うまでもない。日本を含む各国政府の果たすべき課題は、急進するグローバル化への対応において、伝統型保守主義者による専制主義への回帰を伴うことなく、むしろ如何に自らが「主体的政策選択」を採用するかが重要視されることに集約されると考えるべきであろう。

いずれにしてもアメリカにおける市場ベース型資本主義の「制度移植」は、このように制度階層性に基づく特異な平等概念を通じて定着が図られるに至ったわけである。徹底した自由主義の実現に向けて、封建的な供給主体が市場を操作することを通じて市場競争主義が機能し、閉鎖的な経営者の存在に従うことと市場メカニズムの貫徹を擁護することは、制度階層性自らがワルラス型の一般均衡理論を満たすという契約の不完備性を生み出したことを意味しよう。

## 2. アメリカ型平等主義の成立史

アメリカ型平等主義を、その成立史の側面から明らかにするのであれば、市場参加者が外生的に付与された選好に基づいて利己的に効用最大化を図っている点を理解する必要がある。すなわち、彼ら市場参加者が合理的経済人としての特質を備えながら商品交換に専念している限り、この平等主義はボウルズも指摘するように財交換を通じて市場の権力作用をもたらすためである。この矛盾がもたらす契約の不完備性のゆえに、権力に基づかないとされるアメリカ型平等主義は政治権力を通じて操作されるという非合理性を有している。

たとえば「合衆国憲法」成立期において「法の精神」制度化に努めたハミルトン (Hamilton, A) の思想を継いだアメリカ建国思想も、法 (コモン・

ロー) が制度階層性の上位に位置していた。このように経済的諸ルールを定義する主体が、階層の上位に位置する状況が所与とされたのである。ゆえに、法を司る規制についても重要性が唱えられ、これに経済制度・社会保障・条例などが続くという平等主義が維持されている。この特異な平等主義概念の達成に向けて、市場による分配を通じて経済的効率性を高め、なおかつ政治権力による差別を相対化する場所として「市場」が重視されているため、「市場の失敗」を防ぐための手法として法・規制が階層性の上位に据えられたわけである<sup>47)</sup>。

以降、アメリカは市場秩序を満たすため、市場における法律のみが極端に重視されるようになった。たとえばアマーブル (Amable, B) が主張するように、ルールが制度階層性の最上位に位置する必要から、憲法が階層性の頂点に据えられ、これに法律・規制・条例などが続いた。そのためアメリカでは、憲法など階層性の頂点に位置する法体系が経済政策の「制度」を操作し、それらが経済政策を規制するにとどまらず、法体系をも包摂する制度として機能するようになった<sup>48)</sup>。アメリカにおいて、制度階層性の頂点が経済的な現象ではなく、このような法律というフォーマルであるがゆえに、「制度移植」に伴って同国にみられる特異性が如何なく発揮されることが容易に予想されよう。

このようにして、アメリカでは神の法や伝統に従うことと市場メカニズムの貫徹を要求することが、同じ保守主義の範疇に含められたのである。ゆえに、市場ベース型資本主義の「制度移植」もアメリカ型平等主義イデオロギーの単純化が図られることにより達成され、道徳、もしくは神の權威の復興から市場主義にまで及ぶところとなったのである<sup>49)</sup>。このアメリカ型制度階層性は18世紀末から強まった反独占ムードに由来するものであった。ゆえに独立を達成してから今日に至るまで、アメリカ独自の強い州権 (地方分権主義) を背景にして連邦主義と反連邦主義との間に対立や妥協が繰り返され、この国の経済史に多大な影響を及ぼしてきたのである。ゆえに18世紀末以降、とりわけ金融独占に対する反発が根強く、巨大な機関すべてに対するアメリカ国民の敵意が強まり、銀行さえ支店設置が困難な状況が続いた。

このように州境を超えた支店網を持つアメリカの金融システムは、同国における思想の根源をなしたジョン・ロック (Locke, J) 型の平等主義を満たしていたと考えられる<sup>50)</sup>。ゆえに、この認識は、やがて中央銀行にも州法銀行にも依拠しない独立の国庫制度を誕生させるに至ったのである。合衆国銀行の役割を拡張させるためとして、1840年には全米七都市において国庫制度の資金庫が設けられた。独立国庫制度という他国に例をみない独自の制度が、このようにして誕生するに至ったわけである。

以上を前提として「制度」に対する認識を要約化するのであれば、たとえばヴェブレン (Veblen, T.) が唱えるように、一般の社会的共同体における支配的な思考・行動・資産を指す側面を有する「制度」としての側面を重視すべきであろう。たとえば新制度派学派のダグラス・ノース (North, D.) は、「制度」をフォーマルな制約 (ルール、法律、憲法) とインフォーマルな制約 (行動規範、慣行、自己に課する行為コード) とに分けることで、その制度階層性の実態について明らかにする。その際、インフォーマルな「制度」については、ハイエク (Hayek, F) 流の「正義に適うルール」が唱えられ、個人の快楽や幸福の享受を基準とするベンサム (Bentham, J) 流の功利主義ではなく、むしろ「指導者」設定のルールを通じて市場制度が維持されるとの見方が示された。その結果、「進化論的合理主義」 (evolutionary rationalism) が目的独立的な市場システムが自主的秩序 (kosmos) を伴って達成するようになり、同秩序の一環として、道徳的ルール、所有制度、貨幣制度、(広義での) 法制度が定着するに至ったとノースは指摘するのである<sup>51)</sup>。

では、このような特異性を伴う「制度」が多国間で移植されると、この制度階層性は如何なる現象をもたらすのであろうか。たとえばノースによるなら、既述した「制度階層性」は「制度」が因果の階層連鎖へと結びつき、とりわけ階層連鎖下位 (政策、パフォーマンス) は階層連鎖上位 (イデオロギー・信念、政治と経済の制度の枠組み) に比べて容易に変化する傾向をもつとされる。この「連鎖関係」から明らかになるように、階層連鎖上位に行き着くほどフォーマルな制度との関わりが強まるのに対し、階層連鎖下位はむしろイン

フォーマルな制度の影響下にある。ゆえにアメリカでは、既述したように「制度階層性」の上位に位置する「メンタル・モデル」、「イデオロギー」、「政治と経済の制度」が法体系に相当し、それらが臨機応変に市場を操作することになるわけである<sup>52)</sup>。

このように、アメリカにおいて階層の上位がインフォーマルな制約 (行動規範・慣行・自己に課する行為コード) ではなく、フォーマルな制約 (経済的諸ルールを定義する法・規制) によって築かれた。ゆえに、市場「交換」というマクロレベルの場で社会一般のあり方から説明するカールポランニー (Polanyi, K.) による説を応用・展開すると、経済政策それ自体が (フォーマル、インフォーマルに関わらず) 諸制度に埋め込まれており (embedded)、市場「交換」の場も、それを取り巻く社会のあり方に関わるにとどまらず、さらに行動規範、慣行、自己に課する行為コードといった連鎖上位 (前述のインフォーマルな慣習) の公平性にも及んでいることが判明しよう。階層連鎖上位に位置するフォーマルな制約が (法・規制) がインセンティブ構造としての役割を担うアメリカでは、法・規制が市場の分配機能に優れた影響を及ぼすことにより、階層連鎖下位の市場参加者の慣習的制約、とりわけ「機会の平等」達成に向けられた諸制度の維持を著しく追求するようになったのである<sup>53)</sup>。

このようなアメリカ独自の制度階層性により、たとえば占領政策期日本に対してアメリカが自国型平等主義を「移植」した際、たとえば金融政策が中央銀行の政治的独立性を伴わないよう求めたにもかかわらず、その現象自らが契約の不完備性をもたらすに至ったわけである。ゆえに市場ベース型資本主義の「移植」に伴い、金融・税制を通じて伝統的保守主義市場が展開し、戦時統制経済のシステムが戦後へと連続する傾向をますます強めるという結果が生み出されたのである。以下、このような特異な制度階層性を伴うアメリカによる「制度移植」が契約の不完備性をもたらした典型的な事例を、「シャープ税制勧告」における包括的所得税の崩壊を通じて明らかにしよう。

### 3. 包括的所得税崩壊の政策的根拠

既述したように、シャープ税制勧告は各種租税

間の相互依存性を最も重視するものであり、税制は全体としてひとつの「完結した税体系」として機能する性格のものであった。着目すべき点として、戦前アメリカのニューディール型資本蓄積体制が同税制勧告に認められるとの見方が挙げられる。租税理論の代表的論客である汐見三郎、井藤半彌、都留重人は、同勧告の根源をニューディール期アメリカに求めており、この連続説的見方は一般的との主張を展開したのである<sup>54)</sup>。そもそもシャープ税制勧告の目的は、恒久的かつ安定的税制確立のため「多少幼稚な制度」である間接税体系を、納税者間の不公平を普遍化し、なおかつ納税者が納税責任感を抱く包括的所得税の体系に改めるべきことにあった。この包括的所得税は、財政学者であるグンター・シャンツ (Schanz, G)、ロバート・ヘイグ (Haig, R. M.)、ヘンリー・サイモンズ (Simons', H. C.) によって築かれた「租税負担公平」のための「制度」である<sup>55)</sup>。

租税面からアメリカにおける市場ベース型資本主義の対日「移植」を展開したシャープは、このように自らの租税原則を包括的所得概念（純資産増加説）に求めていた。同税制勧告の萌芽は19世紀中盤のデイヴィッド・ダヴィトソン (Davidson, D.)、或いは同世紀末のロナルド・ムテン (Muden, L) による所得税の負担概念に求められることから、実に1世紀以上にわたり育まれた租税「制度」として認識することが可能である<sup>56)</sup>。この封建的所得概念により、G・シャンツ、R・M・ヘイグ、およびH・C・サイモンズ達が包括的所得税を成立させた。

包括的所得税の名が広がったのは1966年、カナダ税制に関する王室委員会の委員長であるケネス・カーターの名を冠して行われたカーター報告書まで遡ることができる。従来の支配学説であった分類所得税から総合課税に代えるため、包括的所得税によるキャピタル・ゲイン全額総合課税、或いは累進所得税などの優位性が同報告において指摘されたのである。包括的所得税は、2時点間におけるすべての経済力増加、すなわち包括的所得を課税ベースとして「租税負担の公平」を目指す。現時点での経済資源支配（消費）と将来の経済資源支配（財産権価値の純増、すなわち貯蓄）に租税負担の目的があると納税者がみることが、納税者自身による所得獲得の動機になるためである。

課税ベースの構成において重視されるべきは、経済力を増加させた所得全体の算入と総合、すなわち包括的所得とされたわけである<sup>57)</sup>。

シャープ自らが唱える包括的所得税（完備契約）は、このように2時点間における全ての経済力増加を通じて「租税負担の公平」（完備契約）を目指すものとされた。ゆえに現時点での経済資源支配（消費）と将来の経済資源支配（財産権価値の純増、すなわち貯蓄）に租税負担の目的があると納税者がみることが、納税者自身による所得獲得の動機になることが要求されたのである。そのためシャープにとり課税ベースの構成において重視されるべきは、経済力（経済資源の支配力）を増加させた所得全体の算入とされることとなった。

この包括的所得税の概念は、資本配分機構としてのアメリカ型直接金融の効率性を重視する点に特徴を有している。たとえば利潤留保扱いを通じて租税負担増回避を図る大株主への対策として、受取配当控除方式が支払配当控除方式に切り換え措置を含めたほか、配当支払の促進（留保利潤の削減）を防ぐための手段として留保利潤税を導入するなど、直接金融主導の資本蓄積策に寄与する租税優遇措置が相次いで導入されることとなった。また配当所得控除は、アメリカの直接金融主導型の市場システムへの「移植」を前提にするものであった。さらに法人擬制説<sup>58)</sup> 達成のため留保所得税35%の定率課税（比例税）にとどめて企業の内部留保を優遇する一方、総合所得の大きい個人大株主、或いは総合所得の大きい外資を含む大法人の租税負担を低く抑えたのである。同時に配当所得に対しては一定比率（1/4）の税額控除が行われたのである<sup>59)</sup>。

戦前日本の株式所有構造は財閥によるピラミッド型所有構造に特徴があり、財閥家庭に大部分の株式が所有された財閥本社が小会社の株式を所有していたことから、子会社は孫会社の株式を所有することが容易になった。そのため配当所得控除はじめ、租税面における市場ベース型資本主義への「移植」措置を通じて株式会社間の株式相互持合いを促す事態が許されるようになり、この持合いが戦後日本の資本蓄積構造の一翼をなすという契約の不完備性をもたらすに至ったのである。

しかも、日本政府および金融業界は「シャープ税制勧告」要求に従うことなく預金利子所得に対



する全額非課税扱いを強行したために一般の預貯金が増大し、戦後日本の再蓄積策が展開するようになった。「勧告」の挫折を機に、日本は第二次大戦前と同様に金融機関主導型の経済発展を全面的に展開できるようになった。日本の金融機関は、その潤沢な資金調達を獲得を通じて戦前期と同様に傘下企業の株式の再取得を始め、それらの保有株式を梃子にして戦前、戦中期の「系列融資」の復活を果たすことも可能になった。ゆえに「勧告」の挫折を通じて、金融機関主導型の企業グループが生成し、それら企業グループを主軸とする自立的復興（「財閥の復活」）の展開が初めて現実のものとなったのである。

着目すべき点として、このように戦後日本の資本蓄積が進展した背景として人的癒着構造が戦前から戦後へと連続したことが挙げられよう。この人的癒着構造の展開もまた、戦後日本に経済発展に契約の不完備性をもたらす要因となった。以下、その経緯について韓国との比較を交えながら明らかにしよう。

## V. 人的癒着にみる不完備契約市場の展開

### 1. 財閥をめぐる日韓両国の人的癒着構造

金融制度におけるアメリカの市場ベース型資本主義の対韓「制度移植」は、日本と同様、アメリカ「連邦準備制度理事会」(FRB)を模範とする「金融通貨委員会」設置を通じて実現へと移された。具体的には、中央銀行である「韓国銀行」内部に「金融通貨委員会」を設置し、同委員会を如何なる政治勢力からも強い独立性をはかるべきこと、そのために同委員会がアメリカ「連邦準備制度理事会」と同一の役割を果たすことが求められた。金融政策の最高意思決定機関として位置づけられた同委員会は、植民地時代における旧金融体制から脱却し、自立した新金融体制へと移行させるためアメリカ「連邦準備制度理事会」主導型の金融政策をはかる「経済的規制」導入の試みでもあった。このように「連邦準備制度理事会」主導型政策の定着に向けて「制度移植」が図られたわけである。

ブルームフィールドらも植民地時代に構築された中央銀行主導型の金融構造について、強い懸念を示した。この懸念を前提に、ブルームフィールドらは恣意的な政府権力による介入を排除し、強い政治的独立性を保つ新中央銀行（「韓国銀行」）

成立組織の内部に民間人も含む「金融通貨委員会」を設置すること、同委員会は「韓国銀行」という中央銀行の内部にありながらも、金融の中立・公平・独立の原則を貫く方向で、「経済的規制」の定着を検討したのである。その具体的手法として、ブルームフィールドらはアメリカ「連邦準備制度理事会」と同様に、新たに設置する「金融通貨委員会」が金融政策の立案、さらに「政策実行の監督」による「経済的規制」に当たることを要求した。その際、彼らは、同委員会による「経済的規制」の実施を求めたのである。

一方で、ブルームフィールドらは、「金融通貨委員会」に多数の政府関係者を関与させることを認めた。このように「金融通貨委員会」に多数の政府関係者を関与させた（中央銀行の政治的独立性維持の規定に曖昧にさせた）要因について、当時、アメリカによる軍事的・政治的世界が変化していた事実が挙げられよう。すなわち、1948年に始まる朝鮮半島の分割統治（大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の成立）、翌49年1月における中華人民共和国、国民党による中華民国の成立」を機にアメリカは「軍事的・政治的世界戦略」の転換を鮮明にし、呼応して親米政権（李承晩大統領）による経済過程への介入を強化させる方向で政策の「転換」を要求したのである。ゆえに「経済的規制」を唱えるべき「金融通貨委員会」が、皮肉にも大統領による政治的意思の支配下に制御されるという現象が生じたわけである。

このように「金融通貨委員会」が政府と強い関わりを持つようになったため、ブルームフィールドらによる金融改革の核心をなす同委員会構想についても、むしろアメリカの軍事的・政治的世界戦略の転換に必要な手段として用いられるようになり、後の「特惠財閥」成立へと導くところとなった。韓国政府は「金融通貨委員会」を経済過程への介入手段として見做したのである。

呼応して成立に至った財閥は、政府による帰属株払下げを通じて基盤を強化したため、「特惠財閥」とも呼ばれる。それらは日本による植民地支配下に形成された「在来型財閥」（和信グループ、三養グループ、大韓グループ、開豊グループなど）とは異なり、多くが李政権個人との縁故関係、ないし政治的關係によって結ばれていたところに同財閥の特徴がみられた。これら「特惠財閥」はア

アメリカからの原料・半製品形態の援助物資を加工する（アメリカ主導の）輸入代替産業を通じて育成を続けたことから、その後の「第一次新興財閥」、「第二次新興財閥」などとも区別される。以上の過程を経て、アメリカ型経済モデルへの「制度移植」挫折によって対米従属型の「特惠財閥」が生成し、それに呼応して親米政権による経済過程への介入が強まるという契約の不完備性が成立したわけである。

同様の現象は、アメリカによる対日「制度移植」においても認められる。すなわち第二次世界大戦後、いわゆる米ソ冷戦構造の成立により枢軸国としての地位を占めるようになったアメリカは、政治的・軍事的な世界戦略に比重を置くあまりに「経済的規制」（アメリカ「連邦準備制度理事会」）を軽視するようになった。既述した「バンキング・ボード構想」導入・挫折の経緯を通じて、戦前型の財閥主導型の経済発展が復活するに至った影響は大きかったことを軽視してはならない。以下、その経緯について明らかにしよう。

1945年9月下旬、日本財閥が軍閥と一体となって侵略を推進した張本人とみなしたアメリカは、GHQ（連合軍最高司令官）経済科学局のクレマー（R. C. Kramer）局長を通じて三井、三菱、住友、安田の四大財閥の代表に続く経済力集中排除の方針を伝え、日本経済の非軍事化・民主化政策の一環として「財閥の解体」を要求した。第二次世界大戦前において日本財閥は、戦時体制下の重化学工業化を通じて増加を続ける投資資金を賄うために大量の社会的遊休資金を手中に収めていた。財閥本社である持株会社は、傘下に多数の子会社、孫会社を擁し、いわば支配する側の企業として、戦前日本の株式所有構造を決定付けたのである。たとえば三井財閥は、三井系主要企業株の圧倒的部分が持株会社である三井本社に握られていた。これに三井同族、さらに三井企業が相互に持ち合い、三井本社の所有・支配の構造を補強していたのである<sup>60</sup>。

1946年1月、日本財閥調査団の団長として日本を訪れたコーウィン・エドワーズ（C. D. Edwards）は、このように持株会社によって統轄された日本の財閥を指し、いかなる資本主義国の大産業も匹敵しえないほど日本の経済生活全般に浸透し、なおかつ支配していると指摘したうえで、「日

本の商工業の大部分を支配する産業と金融の大コンビネーションを解体すること、すなわち「財閥の解体」を唱えた。48年8月17日、GHQ 財政金融課から日本側に手渡された非公式メモ（いわゆる「ケーグル案」）には、以下のように日本型連邦準備制度理事会の設立に向けた具体策が記された。1）大蔵省から独立した金融当局（首相が任命した7名から構成）を設置する。2）日本銀行を、金融機関の出資・運営による支払準備受入れ機関として改組する。3）預金者保護、組合、支配関係の排除、商業銀行の健全性維持の観点から、銀行・証券分離の明確化、融資規制、そのための厳格な監督システムを導入する。4）同監督システムに即した金融機関を設ける<sup>61</sup>。

すなわち、アメリカ側（GHQ財政金融課スタッフ）による自国型経済モデルに向けた「制度移植」の試みとは、冒頭の1）に記された「金融当局」の下、2）以降に記されたような「経済的規制」導入に主眼を置くことを目的とするものであった。その一環として、アメリカ型金融政策（米「連邦準備制度理事会」主導型）の「制度移植」が試みられたのである。ところが、1948年の朝鮮半島における分断国家の誕生、さらに同年の中国における共産軍大攻勢開始、49年における国民政府軍の敗退、翌50年の朝鮮戦争勃発などにより東西間の緊張が一举に高まるようになると、アメリカによる軍事的・政治的戦略は変化を遂げるようになった。ソ連・中国など共産圏との軍事的緊張が高まるなか、韓国と日本を同じ西側陣営の一員として位置づけ、戦前日本と同時に政府主導型の金融政策の展開を求め始めたのである。換言すれば、米ソ間の冷戦構造が強まるにつれて、アメリカは「経済的規制」ではなく、むしろ自らの軍事的・政治的世界戦略に比重を移すようになり、呼応して政府主導の金融政策のもと戦前型融資体制が戦後に継続（すなわち、金融政策における戦前型「継続統制」の復活）するという現象が生じたのである<sup>61</sup>。

1947年7月半ば、遂にアメリカ政府自らが分割回避の意向を日本側に伝え、意向を受けたGHQ財政金融課は翌48年4月に過度集中排除法の銀行適用を正式に断念するに至った。当時、預金利子所得に対する全額非課税扱いにより「シャウプ税制勧告」が崩壊したのも、アメリカによる

軍事的・政治的世界戦略「転換」に伴って生じた現象であった。このようにして、アメリカ型経済モデルに向けた「制度移植」の試みが、アメリカ自らの軍事的・政治的世界戦略の「転換」によって挫折を余儀なくされ、政府主導型の自立型復興政策のもと戦前型融資体制が戦後にも継続するという契約の不完備性が成立したのである。アメリカによる「制度移植」（の導入と挫折）の試みによって、対米従属性が強まった韓国の実例とは対照的な現象が生じていたことが理解できよう。

## 2. 株式市場にみる人的癒着の日韓比較

1948年1月、ケネス・ロイヤル（Royall, K. C.）アメリカ国務長官は「日本の反共防波堤」演説を行い、日本が「内外よりする全体主義的扇動者」や「非民主的イデオロギー」の餌食にならないため、非軍事化、賠償、集中排除、経済パージなどの諸政策を改めるべきとの主張を展開した。同年5月、アメリカは国務省の「日本に対するアメリカの政策についての勧告案」（PPS28/2）を国家安全保障会議に提出し、45年1月採択の「初期の基本的指令」（JCS1380/15）に代わり、日本を冷戦構造の一翼を担わせる方向へと政策転換した。さらに48年5月、カウフマン（Kauffman, J. L.）と集中排除委員会（五人委員会）来日に伴い、集中排除の見直しの実現化が図られた。集中排除委員会は、来日して僅か2ヶ月後の48年7月に225社に集中排除を行い、9月には100社に対しても同様の措置を行った。ところが、実際に再編成を行うべきとの指令が発せられたのは、三菱重工業など18社にとどまった（工場処分・株式を除くと11社）。同時に、五大銀行（安田・帝国・三菱・三和・住友）の分割・再編成に至っては、集中排除が解除された企業の復活・運営の成功に配慮し、不要であるとの結論が下された<sup>62)</sup>。

これらの動きに連動して、アメリカ型直接金融の対日「移植」も頓挫を余儀なくされた。1946年4月、GHQは持株会社整理委員会を通じて、本社・持株会社、持株会社を兼ねる財閥直系・準財閥直系の持株を強制的にHCLC（持株会社整理委員会）に引き渡すと同時に、SCLC（証券処理調査協議会）を経て時価で個人投資家に売却していた。にもかかわらず、ドッジ・ラインが超均衡予算を行使した結果、1949年5月に171円98銭

を示した東証単純平均株価は同年12月には83円51銭にまで下落し、さらに翌50年6月には66円62銭を示すまで下落した。この株価暴落により、財閥解体を通じて株主になった旧財閥系企業の従業員が株式を手放すなど、株式所有構造にも影響を及ぼしたためである<sup>63)</sup>。占領政策の一環として行われた財閥解体に伴い従業員、地域住民に向けて放出された個人投資家株が、このようにドッジ・ラインを通じて再び旧財閥本社に戻るといった現象をもたらしたわけである。当時、大銀行は系列融資を通じてリスク分散を図っており、ドッジ・ライン終了後は政府資金への依存度が低下する一方で融資関係の分散化が継続したため、この現象が戦後日本の株式相互持合いを強める一因をなした。その結果、金融面における市場ベース型資本主義が日本に「制度移植」されるのでなく、人的癒着を通じて戦前の財閥主導型の経済構造が復活する結果が生じたのである。

以降、日本における産業資金需要が飛躍的に高まるようになり、全国銀行貸出は1950年末の9947億円から51年末の1兆5178億円に増加した。増加額は、ドッジ・ライン実施前のインフレーション期に匹敵するほどであった。呼応してオーバーローンによる都市銀行の輸入借入依存度が急上昇し、銀行の費用構成に占める借入金利息支払い増を通じて極度の収益圧迫に陥った銀行も現れ、企業向け資金調達ルート形成と大企業の規模拡大が現実味を帯びるようになった。その結果、1950年上半期において137億円を示した大企業600余社の税引き前利益は、同年下半期には407億円に増加し、さらに翌51年上半期には1086億円にまで増加した。このように、消化されるべき基盤のないところに財閥株式の放出が強制的に行われたため、中小企業との系列化を進めながら大規模化の道を選択する大企業も現れた<sup>64)</sup>。

また東西冷戦構造により日本経済の自立化を求めようになったドッジも、1950年10月の来日の際、日本開発銀行や長期信用銀行制度の設置を含む「長期金融改善構想」を発表した。以降、この構想は政府系金融機関を増やすところとなり、日本政府は51年に日本輸出入銀行と日本開発銀行を相次いで開業させ、GHQが廃止した旧特殊銀行（正金・勸銀・興銀）の役割を、これら二行に任せた。さらに46年、GHQが憎悪の的として真っ



先に閉鎖した横浜正金銀行が東京銀行に引き継がれたほか、同様にGHQが普通銀行への転換を強制した日本興業銀行（52年）も長期金融機関として存続させ、その後も農業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道開発公庫（56年）、公営企業金融公庫（57年）、中小企業信用保険公庫（58年）など、政府系長期金融機関を相次いで復活させたのである。

さらに、ドッジ・ラインに基づく超均衡予算達成に向けて各民間金融機関による指定産業融資（融資準則）、復興金融庫、興銀融資、戦時金融などの撤廃・制限策が図られたことにより、経済復興目的の大型設備投資に依存する特定銀行融資構造をもたらす「意図せざる結果」が生じるところとなり、呼応して日本型メインバンク制が成立したのである。戦後日本の金融構造は、このように戦前から連なる緊急時の救済活動をメインバンク制として用いることで、旧指定金融機関が情報生産と取引費用発生窓口融資を引き続き一本化させたほか、最大の債権者として企業の再建整備に深く関与できるようになったのである。

一方、既述したようにアメリカによって試みられた対韓金融改革も挫折したが、その挫折こそが、人的癒着を通じて時代を経て独裁政権下の経済成長という結果をもたらし、その「挫折」と「成長」を結ぶ重大な要因となり、「所有と経営の未分離」を特質とする「韓国特惠財閥」を誕生させたのである。アメリカ側の意図に沿った金融改革が目指されたにもかかわらず、一方では改革の推進を掲げる韓国政府は米国型モデルの現地化をはからざるを得なかったために、その過程においては、利害をともにする人的癒着の構造、さらにはこれを機として新規権益の獲得を意図する新興勢力などが相互に牽制し合い、マクロ経済動態に様々な影響を及ぼすところとなったのである。

以上を前提にして、アメリカ主導で試みられた韓国の金融制度改革の骨組みについて分析を行うのであれば、一国から他国へのこうした「制度移植」が当初の意図に反して挫折を余儀なくされ、この挫折が1960年代以降、「所有と経営の未分離」を特質とする韓国型「特惠財閥」を生み、その後の韓国経済成長の制度的基礎条件を作り上げるという「意図せざる結果」に結びついた歴史的経緯が明らかになる。韓国において、強力な権限と機

能を備えた「新・中央銀行」創設計画を具体化するため、対韓政策に従事するブルームフィールドらは、まず旧中央銀行（朝鮮銀行）解体案をとりまとめ、同銀行を指して「適切な統制能力不足のゆえに融資の管理者としての機能と責務を放棄したに等しく、結果として過剰な信用供与によって極めて悪性のインフレを招く財政膨張を許してしまった<sup>65)</sup>」と指摘した。当時の韓国政財界においては、何よりも政治（政界）と金融機関・その幹部との間に極度の癒着関係が存在していた。アメリカ金融界の手法に比べると、その現実は目に余るものと映じたことは明らかであった。ブルームフィールドらが強調した「不透明な財政状況」とは、「朝鮮銀行による政府機関向け融資はすべて特定の政府高官による圧力を受けており、政府に対して返済の可能性が疑わしい融資さえ承認されるばかりか、当該融資は決して全額返済されなかった」事実などを指すものであった<sup>66)</sup>。

「人的癒着構造」の続く限り、たとえ独自の融資管理能力を備えた新たな中央銀行が創設されようとも「不透明な財政状況」を改めることはできず、したがって政府による中央銀行からの放漫な借入を抑止することは困難であった。その結果、ブルームフィールドらは、新たに創設される「新・中央銀行」について、同銀行による対政府向け融資に関する「すべての責任」（全権）をほかならぬ「国会（National Assembly）議決」に委ねたのである<sup>67)</sup>。

しかし、正統な「議会」に中央銀行による対政府融資の規制権を委ねるといふ、民主的かつ合理的にみえたこの構想も、それ自体、深刻な矛盾をはらむものであった。アメリカ型金融モデルにおける中央銀行は、いかなる政治勢力・圧力からも独立していなければならず、ここにいう「政治」には、制度階層性の上位に位置する議会も含まれる。本来、議会が財政について決定権を持つのに対して中央銀行は金融についての決定権も掌握している。その議会に、中央銀行による対政府融資についての規制権を委ねるわけである。両者間に存在する「人的癒着関係」を考慮すれば、なおさら「対政府融資規制権」を議会に付与することは、契約の不完備性そのものであったことは言うまでもない。

ゆえに、たとえば当時の米韓双方が抱く租税制

度をめぐる懸念をみると、以下に述べるように財政政策の転換を余儀なくさせた点が挙げられる。すなわち既述したウォルド税制勧告に対し、たびたび強権作動により徴税を強行していた李政権は、「勧告」に基づく税制改正（「第一次税制改正」）における企業優遇的な租税政策のみを継続させ、結果として同税を「資本蓄積型税制」へと機能させるに至ったのである<sup>68)</sup>。この「勧告」にみる企業優遇の側面の典型例は、ゆえに次のように要約されよう。すなわち、先ず減価償却費を積み立てる制度の新設により、減価償却が必要な建物、機械、設備などに対する固定資産の再評価が行われるようになった。当時の年・4半期制や中間決算の納付方式は継続するが、それとともに暦年納付制も併用することで、法人所得税を手続き面からも簡素化できるよう、「勧告」はきめ細かく提案された。この措置は実物資産となったインフレ利得を租税上、公認することを意味する。

当時のように朝鮮戦争後の復興需要が強まる場合、これらの措置は企業減税として機能せざるを得なくなる。各種の制度改革を実施した上で、「租税勧告」は企業・産業育成のため近視眼的な租税政策ではなく長期の視野に立った戦後復興策を樹立すべきである。その一環として、35~70%という高率の所得税の累進課税方式を改め、25%または35%の比例税方式が定められた。これまでの展開により、このような大幅な税率引下げ幅がアメリカの直接金融主導型の「公平な資本市場」育成に悪影響を及ぼし兼ねないことは、言うまでもない<sup>69)</sup>。

ゆえに、アメリカの軍事戦略上、引き締め策への転換が人的癒着の構造をもたらしたことが明らかになる。アメリカモデルを持ち込む立場にある金融専門家としてのブルームフィールド、ジェンセンは、既述したように中央銀行への他国からの政策介入を躊躇する意向を示した。結果において、中央銀行内に創設されるべき「金融通貨委員会」構想のもと、異例ともいえる強大な権限をこの委員会に集約させる方針へと議論は収斂されていったのである。「金融通貨委員会」を金融に関する最高意思決定機関と位置づけ、人的癒着の構造を通じて、「委員会絶対優位」体制の確立へ向けた不完備契約市場が、以上の経緯を経て成立へと至ったわけである。

### 3. 日韓における人的癒着の歴史的連続性

以上を制度論的主張に依拠しつつ敷衍すれば、「制度移植」の概念とその「意図せざる結果」については、おおよそ次のように定義づけることができる。既述したように「制度」は、いずれの国においても各国固有の調整機能を持ち、時間的にも空間的にも入れ子構造（重層的特質）を形成している。アメリカにおける市場ベース型資本主義についても、強固な個人主義的伝統に支えられた契約を前提としている。しかし、「制度」が持つ重層的特質により、「制度」を他国に移植する場合には、次のような理由で「移植」対象国の経済システムに変化が生じたのである。それは、そもそも「アングロサクソン型市場」における契約概念は新古典派経済学が想定する「合理的個人像」の存在を前提としていることと関係する。つまり、効率性に基づく人為的淘汰の原理が働くことを前提とするこの見方に基づく解釈は、経済過程の歴史的次元の各国間の相違を極端に過小評価するか、もしくは消去する懸念をもたらす。こうした、いわば他律的な「制度移植」の試みは、第二次大戦後まもない韓国政府の反発、拒絶反応を高めるようになる。のみならず、特惠財閥という市場ベース型資本主義の対極に位置し、策定者の意図とは異なった、「意図せざる結果」の出現は、「移植」対象国政府による経済過程への介入を強める要因をなした。すなわち、「移植」対象国において政府の大規模な経済介入が行われると、「制度移植」は、これを名目とする政府による経済介入をさらに強める手段と化したのである。

以上述べてきた展開を通じて、アメリカが市場ベース型資本主義を「制度移植」する際、「移植」対象国の道徳領域において伝統主義的な権威を重んじる一方、それが経済の領域において自由主義的な平等概念を機能させる結果をもたらし、対象国において保守的な専制主義と近代的市場主義を同居させる矛盾を生み出す経緯が明らかになった。いわば保守的な専制主義「移植」のもと機能するアメリカ型市場を人的癒着の構造を通じて監視する点において、二律背反する伝統性と近代性が共存していたのである。この重大な矛盾を克服することがないため、「制度移植」の試みが日韓の契約市場に対して不完備性をもたらすに至ったわけである。

このように日本では政策主体そのものが「制度」を形成できる立場にあり、ゆえに「規制」の「条件」を満たすことなく経済復興を行える点において、アメリカによる市場ベース型資本主義とは著しく異なるものとなった。直接金融主導の米国型金融制度を「移植」するための租税政策が個人投資家の株式離れを引き起こし、さらに旧財閥本社に代わり銀行の持株会社化をもたらしたのも、このように日米間の「制度」概念が異なったためである。

シャープ勧告導入の翌年である1951年以降、全額総合課税されていた預金利子所得が、日本政府の一方的措置により引下げられて全面非課税扱いへと事態が変化したのも、このような経緯を背景していたことが理解できよう。経済の自立回復、金融主導の復活を目的とする日本政府は、国内での資本蓄積を促すため、大衆性預金も含む国内資金の吸収を図り、産業資本育成のためこれを戦後回復への本源的蓄積に向けるため意図したものであった。この預金利子所得課税の全面非課税扱いは、シャープが唱えた「包括的所得税」の崩壊に通じていた。一般の預貯金は増大し、それは戦後日本の資本蓄積に向けられた。豊富な調達資金を背景として、日本の金融機関はかつての傘下企業の株式の再取得に動き、それらの保有株式を梃子に戦前、戦中期の「系列融資」の復活に成果をあげた。金融機関と企業の間、いわゆるメイン・バンク制が成立し、この構造が戦後の企業再建整備計画に向けて効力を発したわけである。このように金融機関との深い結びつきに裏づけられた旧財閥系企業が復活し、金融機関主導型の経済発展という戦前型の「内発的発展」が復活を遂げたことが判明しよう<sup>70)</sup>。

1950年代の日本においては、朝鮮戦争勃発に伴う「特需」により対日「制度移植」（「ドッジ・ライン」、「シャープ税制」）は挫折に終わった。ゆえにアメリカは「金融民主化」達成のためにアメリカ型市場モデルへの「制度移植」を目指す政策を日本に対しても行ったものの、公正さを欠いた配分方法により強行され、日本は戦前における財閥を復興させることができた。アメリカ型租税制度への「移植」を目的に導入が試みられた「シャープ税制勧告」は「資本蓄積型税制税制」のみが残され、挫折へと至り、戦前における金融機関主導型の経済発展を確実にしたのである。このよう

にアメリカによる対日「制度移植」がもたらした「意図せざる結果」により、金融機関を中軸に据えて旧財閥系企業は再結集を図ることができた。アメリカによる「財閥解体」など経済民主化路線からの離脱を通じて、金融機関主導型自立的な経済発展（「財閥の復活」）の路線へと転じた。このようにして、日本における契約の不完備性が成立したわけである<sup>71)</sup>。

一方の韓国では財閥が政財界癒着のもと政府主導型の経済政策を通じて過剰な拡大を繰り返し、過剰な負担、過大な借入金体質を招いた結果により成立に至った。ゆえに財閥は50年代米国による対韓「制度移植」の挫折に伴って生じた「意図せざる副産物」でもあった。既述したように、韓国財閥の成立要因を朝鮮戦争後における対韓「制度移植」の挫折に求めることにより、対米従属型経済発展パターンの限定性（対米輸出を起因とする財政の育成・発展）、その逆に「普遍性」（なお、今日にもみられる財閥主導型の経済発展）が明らかになった。

ゆえに、ひろく「制度移植」の過程を歴史的に分析することは、先進国全般による途上国政策のあり方、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、その他の国際機構が行う「政策指導（介入）」、「経済援助」、「被支援国債務の処理」のあり方などに対しても先進例になり得ることが明らかになる。すなわち朝鮮戦争を機に、アメリカは韓国に対して親米政権である李承晩政権の政治的安定を第一義とした。李政権の安定をはかることで韓米両国の軍事力強化を進め、共産勢力を防圧するという世界戦略を成功させることが最優先課題であった。韓国の経済力・軍事力の強化をはかりつつ、同時に自立化要求を抑止するうえで、当時の政権の制御下にあるとみなされた韓国財閥の生成・存在は、アメリカの政治的・軍事的な世界戦略に沿うものでもあった。

## VI. 結論

本稿で述べてきたように、アメリカによる市場ベース型資本主義の対日・対韓「制度移植」の挫折が日韓両国の経済成長を決定付けたものの、この挫折そのものにアメリカの政治的・軍事的な世界戦略の思惑が存在した。1950年代、とりわけ朝鮮戦争後のアメリカによる強硬な外交戦略の展開



(米ソ冷戦構造の定着)は、自国の市場ベース型資本主義の対日・対韓「制度移植」を挫折へと至らせたものの、それが後の日韓両国の経済発展へと繋がった経緯が判明した。アメリカ型経済モデルへの「制度移植」の試みは、皮肉にもアメリカ自らの世界戦略によって挫折し、日韓ともに独自の経済発展を可能にするという契約の不完備性を生み出したわけである。

当初、アメリカは日韓双方に対して直接金融主導の市場ベース型資本主義への「移植」に向けて、政府所有の民間銀行株式を可能な限り早期に民間に譲渡し、併せてそれらの株式を市場に放出することを通じて健全な株式市場の育成も図れると認識した。ところが政府保有の銀行株は民間に分散保有されることなく、また金融機関同士の相互持合株式もそのまま解消されることなく、旧体制が持続するところとなった。たとえば韓国では、これら株式の合計(政府帰属銀行株および銀行間相互持合い株)は全市中銀行の発行済み株式数の70%にまで及んだ。政府主導の旧体制が温存されたことにより、ようやく政府帰属株の払下げが行われた際も、払下げ価格の決定方式、各種条件の設定などが極めて曖昧なままに進められた。

日本もまた同様であった。シャープは全所得の租税対象化、すなわち包括的所得税、或いはキャピタル・ゲイン課税、株式相互持合いの非課税化、預金利子所得に対する源泉課税、受取配当の一定税額控除などを唱えた。反独占思想(完備契約)を掲げてはいるものの、一方で自由競争(Free Enterprise)と完全競争(Fair Competition)に向けて法人税引下げや配当所得に対する税額控除はじめ、様々な資本優遇措置が含められた。結果として、日韓双方ともに払下げを受けた特定階層、民間資本は大きな利益を享受することが可能になった。企業の資本調達には株式市場からの直接調達によることができず、あくまで金融機関からの間接金融に負う、或いは巨額資本を手にした資本所有者の個人的資金に依存せざるを得ない状況が継続したのである<sup>72)</sup>。

以降、事業・企業の社会化(公開市場からひろく資本調達できる体制をいう)がなされず、日本で復活した財閥、もしくは韓国の特恵財閥にみるように資本所有者がすなわち経営の任に当たった。経営者としての資本所有者が政権との間に相互依

存関係を深めつつ、自らの企業グループの成長、発展もはかるという一個人・そのグループが多面的な役割を担う現象が認められたのである。このことは、日韓双方ともに旧来の専制主義を通じて旧来のピラミッド型企業統治が維持されたことを意味する。1950年代アメリカによる市場ベース型資本主義の「制度移植」は日本と韓国に対して相異なる現象をもたらしたものの、いずれも経済システムの政策的源流を形成するに至ったのである。

第二次世界大戦後、ソ連をはじめとする共産圏の影響力が増すにつれて、アメリカは政治的・軍事的な世界戦略に比重を移すようになった。日本、もしくは韓国に対して「経済的規制」を前提に市場ベース型資本主義の「制度移植」を試みたアメリカは、両国の保守政党(韓国の場合は、加えて親米政権)と(政治・経済など)政策的連携を強めるようになり、「制度移植」は軽視された。日本において戦前型の「金融統制」が復活し、韓国では親米政権のもと「特恵財閥(政府との密接な関係を所与とする企業集団)が生成するという「意図せざる結果」がもたらされたわけである。

「制度移植」を行う政策主体としてのアメリカは、市場ベース型資本主義に適応できるように自らの政策を展開した。ゆえに自国の金融システムである連邦所得税制度も、法人擬制説はじめ、個人受取配当に対する個人所得普通所得税の非課税扱い、或いは法人受取配当に対する益金不算入など、企業に有利な税制が数多く含まれていた<sup>73)</sup>。

アメリカ型平等主義が「制度移植」されたとしても、資本蓄積策を実際に操作するのは「移植」対象国であることには相違ないことが理解できよう。ゆえに日韓双方における経済行動の慣習は、「移植」主体国による実効化や意識的なデザインを伴うことなく確立されていたのである。そのため「移植」が進むにつれて、政策主体としての専制主義が進化を遂げるため、日韓双方の経済主体が進化的淘汰の圧力のもと伝統主義的な保守性を強めたとしても、それを「移植」主体国が否定することは出来ない。ゆえに市場ベース型資本主義とは異質の資本蓄積策を通じて、「制度移植」の挫折が契約の不完備性をもたらすに至ったとしても、「移植」主体国のアメリカがそれを否定することもできない。

アメリカにおける平等主義は自由競争と完全競

争を前提にしており、「制度」は利害異質性による社会的コンフリクトから発している。ゆえにアメリカにおいて「制度」とは、「金融規制」に代表されるように個人の相互作用に由来しており、自生的かつ意図せざる形で「市場」の公平性をもたらす。アメリカにおいて「制度」自らが経済システムの他の要素と内部整合性を果たし、経済システム全体の公平性に向けて働きかけているに過ぎない。

1990年代以降、グローバリゼーションの名のもとアメリカ型の市場ベース型資本主義への「制度移植」が全世界規模で展開した。近年、市場による分配機能は後退する現象が際立つようになり、経済システム内部における市場取引の達成は経営主体の権力関係を通じて達成する傾向が世界規模で展開するようになった。契約の不完備性が、このように世界規模で展開するのであれば、市場はマクロ的な生産要素間分配ではなく、企業間レベルの所得分配はもとより、個人に対する分配機能をも麻痺させる懸念を強めてしまう。全世界規模で展開している「社会の二極化」が、その典型的な事例であると考えられよう。

今後、経済全体のマクロ的パフォーマンスは如何なる変化をもたらすのであろうか。制度と経済主体との相互規定関係を明らかにすることは、制度論的経済分析の主軸とされる。それらは制度分析に関する重要な分析手法にも該当しよう。このような分析手法は、企業組織間の相互依存関係からなる制度分析は当然のことながら、制度がもたらす共通ルールもしくは属性からなる経済構造、或いはその動態が示す規則性を伴う経済動態の中間に位置する領域にも相当していることを軽視してはならない<sup>74)</sup>。

このように調整メカニズムとしての性格ゆえに、制度は供給主体を頂点に据える市場の重層かつ空間構造に対し、制度自らが多段階的数量調整メカニズムを駆使する必要があると考えられよう。市場における公平な分配機能を有する制度が、企業間競争によって引き起こされる産業構造、或いはそれらを包括する経済全般に対する調整メカニズムに対し、マクロ経済動態全般に公平な分配機能を発揮することこそが今後の課題として求められよう。

- 1) T.B.Veblen: *The Theory of Leisure Class* (The Macclamin Company,1899) p.86.
- 2) T.B.Veblen: *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays* (New York:B.W.Huebsch,1919) pp.240-243.
- 3) T.B.Veblen: *The Instinct of Workmanship and the State of the Industrial Arts* (New York-Augustus M.Kelley,1914) p.25.)
- 4) 宇沢弘文 (1994) P. 25.
- 5) 佐々木毅 (1986) p. 99.
- 6) Louis Hartz (1994) p. 53.
- 7) Louis Hartz (1994) p. 198.
- 8) 大蔵省財政史室編 (1976) p. 377.
- 9) 同上書、pp. 375-376.
- 10) ゆえに退出を余儀なくされたニューディーラーの政策的意図は、市場内に発する所与の問題に対する最適解をもたらすのではなく、むしろ両者の利害異質性を起源とする社会的コンフリクト、すなわち社会ダーウィン主義的な「平等主義」概念と「制度学派」における平等主義概念との間に生じたコンフリクトの政治的妥協にあったと考えられよう。ところが占領政策の「転換」によって、その妥協点が崩壊した後、アメリカ型平等主義は「すぐれた」経済パフォーマンスを国家が調停することで実現することが可能になった。詳しくは、大蔵省財政史室編 (1976) pp. 375-381. を参照のこと。
- 11) 大蔵省財政史室編 (1976) p. 380.
- 12) 同上書、p. 381.
- 13) 同上書、p. 369.
- 14) 同上書、p. 370.
- 15) 同上書、pp. 351-355.
- 16) 大蔵省財政史室編 (1978) pp. 523-526.
- 17) 青木昌彦 (2003) pp. 305-306.
- 18) 森田雅憲 (2009) p. 236.
- 19) Louis Hartz (1994) p.26 .
- 20) 中野秀一郎 (1982) pp12-33.
- 21) Louis Hartz (1994) pp.346-375.
- 22) 大蔵省財政史室編 (1976) pp. 182-206.
- 23) Louis Hartz (1994) pp. 103-129.
- 24) 大蔵省財政史室編 (1976) pp. 363-369.
- 25) 大蔵省財政史室編 (1976) pp. 375-381.
- 26) 同上書、p. 378.
- 27) 軽視してはならない点として、ニューディーラー退出後の占領政策転換において、アメリカ型金融制度の「移植」が放棄された事実が挙げられる。アメリカ型金融制度の「移植」に伴うGHQの要求は、そもそも1946年3月提出のコーウィン・エドワーズ (Edwards, C・D.) による調査団報告以来、一貫して財閥結合や系列関係の排除を目的としていた。同時に集中排除を達成するため、アメリカ自らが展開した銀行の州際業務禁止や単一店舗制を通じた大銀行の地域的分割が構想された。ところが占領政策の転換以降、GHQ財政金融課のウィリアム・マーカット (Murcutt, W・F) ESS局長のように、銀行分割や地方分権は日本では根付かないとの見方から、大銀行のシェア削減や一部銀行の整備、或いは銀行の新規参入促進のみで、金融制度改革は可能であるとの主張が際立つようになった。詳しくは、大蔵省財政史室編 (1976) pp. 375-381. を参照のこと。
- 27) 大蔵省財政史室編 (1976) pp. 369-375.
- 28) 大蔵省財政史室編 (1978) pp.455-465.



- 29) 渡辺利夫・金昌男 (1996) P.28.
- 30) 大韓民国政府 (1948).
- 31) 大韓民国政府 (1948).
- 32) 金三洙 (1993) p. 152.
- 33) Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John. *Chapter 1. Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea*, february 3. 1950 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea, Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965).
- 34) 宮島洋 (1972) 177頁.
- 35) 「勧告」を公表するため来日した際、シャープは「勧告の使命」として、1) 経済安定9原則に明示された政策の線に沿って経済安定の達成に資すること、2) 今後数年にわたって変更の必要のない、安定した税制を確立すること、3) 現行税制に大きな不公平がある場合、これを一掃すること、4) 地方自治と責任を強化する既定の政策に対し、財政面から支援を与えること、5) 現在の税制業務改善の努力を促進するとともに、諸税法の厳格な実施を励行させること、を提示した。詳しくは、大蔵省財政史室編 (1978) pp. 369-383. を参照のこと。
- 36) Bloomfield, I. Arthur. *Chapter V. Report And Recommendations on the Korean Reconstruction Bank*, 1960 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea Reprinted by Research. Department, Bank of Korea, 1965) p. 158.
- 37) 韓国銀行調査部 (1990)。
- 38) Bloomfield, I. Arthur, *Report and Recommendations on Banking in South Korea* (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, ed., Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) p. 69.
- 39) 政府株保有の譲渡は入札方式によって1956年から7回にわたって試みられたが、当初の6回は落札者が皆無だった。
- 40) このように朝鮮戦争後のアメリカによる強硬な対韓外交戦略は、「共産圏の砦」である韓国の政治的・軍事的従属性を強める結果をもたらし、「税制勧告」挫折を通じて特惠商人は財閥への発展を確実にできたのである。
- 41) 和田春樹、石坂浩一編『現代韓国・朝鮮』岩波書店、2002年、p. 173.
- 42) 金命潤 (1967) p. 80.
- 43) その他、当該年度の損失は、前年度所得との相殺により減免できる制度へと改められたのである。そのため、その翌年度に発生する純所得との相殺によって納税金還付を受けることができるようになった。ある年度に欠損が生じた場合、その欠損を翌年以降以降の損益計算に繰り越して控除できるよう「欠損・所得相殺制度」の新設も認められた。これらの措置は企業の内部留保に対する租税負担軽減をもたらすという資本蓄積型税制としての側面を有する。詳しくは、金命潤 (1967) を参照のこと。
- 44) 金命潤 (1967) p. 80.
- 45) 渡辺靖 (2019) pp. 82-98.
- 46) このようにアメリカによる自国型経済システムの「制度移植」は、自身の軍事的同盟国に対して自国型平等主義を「制度移植」する試みへと転化するようになった。たとえば東西の冷戦構造が激しさを増す時代、このアメリカの特殊性は如何なく発揮されることとなった。そのためアメリカは対立する思想が自国型平等主義を妨害する不可解な存在として認め、自らの自発的解決方として不可解な思想が生み出す不安を鎮める目的で反共主義を掲げるようになった。ゆえに東西冷戦構造の崩壊後、とりわけ1990年代以降の時代において、いわゆる「グローバリゼーション」の進行とともにアングロサクソン型の市場主義が世界規模で展開し、世界市場主義の時代とも称されるようになったのである。その際、アメリカは市場参入者間の効率的コーディネーション達成に向けて市場機能の改善化を目指そうとした。呼応して、世界市場はアメリカ自らが掲げる平等主義概念の達成に向けて用意された場として機能するにとどまらず、むしろ市場競争を通じて一層の専制主義的政策の登場が世界規模で求められるようになり、その動きが新古典派型完全競争モデルの成立に寄与するところとなった。経済的規制の撤廃もしくは緩和を合理的目的とする最小限の規制が、グローバル・スタンダードに沿うイデオロギーとして君臨し、たとえば独占体の大規模企業の生産性を高めるといった契約の不完備性が生み出されるに至ったわけである。
- 47) Louis Hartz (1994) pp. 377-407.
- 48) Amable, B. (2003) pp. 78-92.
- 49) Louis Hartz (1994) pp. 204-245.
- 50) アメリカの制度階層性は、ゆえに巨大さへの憧れが別の巨大さを憎むというアンビバレンスの人間的感情の本能に由来にしたものであった。アメリカの経済社会に認められる集中と集中排除との間の対立は、この歴史的背景を通じて制度階層性が二元社会に基づく特異な側面を生み出したわけである。独立を達成してから今日に至るまで、アメリカにおいて連邦主義と反連邦主義との間に生じた対立や妥協が繰り返され、たとえば諸州政府と連邦政府が立法・司法・行政をめぐり権限を分かち合う一方、州権と国権が拮抗関係にあることについても、アメリカ国民にとり何ら違和感がなかった。州と連邦による二元制度や二元主義にこそ、この制度階層性を育む基本原理であったと言える。しかも、このような反独占の傾向に強い州権が加わることで信用創造が詐欺の一種と決め付けられるようになり、1820年代終盤頃には東部の銀行に対する反発さえ頻発していた。政治の中核が東部に奪われていることに不満を抱いていた南部プランターや西部の自営農民は金融独占に対する嫌悪を強めるようになり、南西部の利害を背景に大統領選に挑み、当選を果たした者もいた。詳しくはLouis Hartz (1994) pp. 247-275. と pp. 310-342. を参照のこと。
- 51) T.B. Veblen (1899) p. 86.
- 52) North, D (1990) pp. 91-93.
- 53) Karl Polanyi, (The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time Beacon Press; 第2版 (2001/3/28))。
- 54) 汐見三郎、井藤半彌 (1950) pp. 11-12.
- 55) 戦前アメリカにおける代表的な包括的所得税論者は、徹底した古典派と称されるサイモンズであった。とりわけマネタリストの立場からケインズ批判を得意としていた彼は、ケインズ理論の代表的公債主義論者アルヴィン・ハンセン (Hansen, A.H.) に対して批判の矛先を強めていた。さらに独占体に対する租税重課を通じて、ニューディール的國家保護の撤廃も可能であるとの認識を示し、ヘイグとともに所得を経済的支配力の概念として捉える包括的所得税の正当性を唱えた (ヘイグ=サイモンズ定義)。この新たな租税体系に対して関心を抱いたのが、シャープ使



節団の一員であるウィリアム・ヴィックリー(Vickrey, W. S.)であり、彼は自著『累進税覚書』において累積平均法の有用性を指摘するなど、サイモンズの所得概念をジャウブ税制勧告に含ませることに貢献した。徹底した古典派でありながらも累進所得税を主張したサイモンズの政策的由来は、アードルフ・ワグナー(Wagner, A. H.)による社会政策的アプローチまで遡ることが出来る。ワグナーは、ニューディール期において膨張する国家財政を賄うため資本元本が減少し難い所得税に比重を置きつつ、租税負担の平等性達成のため同税の累進化を唱えていた。すなわち、彼は古典派の創始者であるアダム・スミスの租税原則にも依拠しながらもケインズ型累進所得税を唱えた点において、幅広い理論的背景のもと租税原則の構築に寄与したと言える。具体的には、スミス租税4原則における第2原則(課税の確立性)、第3原則(課税の便宜性)、第4原則(課税の経済性)が、ワグナー租税原則において第4原則(税務行政上原則)として一括され、さらにスミス租税4原則(1.課税の公平、2.課税の確実性、3.課税の便宜性、4.課税の経済性)において最小徴税費に含まれた国民経済上の原則が、ワグナー租税原則では第2原則(国民経済上の原則)として活かされた。スミスの思想は、一切の干渉および束縛から解放された自由経済のもと市場価格機構を通じた資源の最適配分を唱えた点において、ニューディール政策よりもアメリカ型平等主義の思想に近い。このアメリカ型平等主義の思想と同様、スミスは政府による市場介入こそが経済発展の原動力である民間資本発展の阻害要因になるとの持論を述べることで、独自の租税原則を形成した。このスミスによる租税原則を意識したワグナーは、19世紀末に始まる資本主義の独占化による階級分化、或いは軍事費増による国家財政の膨張を懸念し、ジョン・ステュアート・ミル(Mill, J.S.)による平等擬制説の立場も兼ねることで労働者階級による社会主義運動を抑えることも目指した。すなわち、大衆課税としての間接税では労働者階級による社会主義運動を抑えることが困難であるため、数々の給与控除、財産(不労)所得重課を含み、なおかつ高所得者重課の累進課税を伴った税制の導入に重心が向けられたのである。また累進所得税制は低い累進税率でも幅広い徴税を行えるため、資本重課に比べて資本家階級の租税負担を減らせる。ワグナーの租税原則は、双方の階級に対して配慮を示した点において特徴が認められるのである。このようにワグナー、サイモンズを経てヴィックリーの著書に活かされた累進所得税の有用性をアメリカ税制に活かそうと、シャウブは既に1941年刊行のFederal finance in Coming decadeの第3章; 税制において、ニューディール政策がもたらしたインフレ懸念、すなわち増大を続ける財政赤字に対処するための措置として付加税の導入を唱えた。1913年の第16次憲法改正の際、累進所得税制の導入が図られた際、その機能を徹底化させようとしたシャウブは、資本優遇者に対する重課のため連邦債所得および預金利子所得を付加税の対象にすべきであるとの持論を展開した。一方でシャウブは、株式配当については付加税の対象に据えるべきではないと主張した。シャウブ税制勧告に含められた資本配分機構、すなわち効率的な直接金融を通じて資本蓄積を達成するアメリカ型平等主義の達成は、同著において既に認められていたのである。このようにシャウブ税制勧告は、累進所得税重課によりニューディール政策を延長して展開

したと同時に、アメリカ型平等主義に近いスミスによる租税原則の影響も受けている点で極めて特徴的であった。シャウブ税制勧告にみられるこの二面性により、同税制勧告の崩壊が日本型資本蓄積の復活をもたらす現象が認められるに至ったのである。当時、ジョセフ・ドッジ(Dodge, J. M.)によるドッジ・ラインがもたらした株価暴落が直接金融の導入どころか個人投資家による放出株放棄を引き起こしており、配当非課税の恩恵を受けた旧財閥系金融機関が放出株を引受けていた。シャウブが試みた税制勧告がドッジ・ラインによる引き締めの安定策の影響を受けて大部分が崩壊した後、同税の資本蓄積型政策のみが存続するという現象が生じたのである。アメリカ型平等主義のために導入された直接金融主導の租税制度が崩壊し、代わりに間接金融主導の戦前日本型の金融構造が復活するという「意図せざる結果」が、このようにして生じたのである(詳しくは、吉岡健次・兼村高文・江川雅司(1984)を参照のこと。

56) 吉岡健次・兼村高文・江川雅司(1984) p.33.  
 57) 石弘光(1984) p.103.  
 58) 法人は個人株主の集合体であるとの認識により、法人の所得は最終的には配当を通じて個人に帰属することになる。ゆえに単なる中継地点である法人税に対する法人税は所得税の前払いという特徴を有する。このように、法人擬制説を通じて法人と個人株主との間の二重課税を防ぐことが求められたのである。  
 59) 大蔵省財政史室編(1977) 369-381.  
 60) 奥村宏(1991) pp.76-80  
 61) このようなアメリカによる対日政策の「転換」に伴って、GHQにおいても集中排除政策に批判的なドレーパー(W.H.Doraper) 陸軍次官やカウフマン(J.L. Kauffman)らなど、集中排除・銀行分割反対の主張が主流を占めるようになった。古くから中央集権体制にあった日本に、集中排除、銀行分割などを通じてアメリカ型分権制度を定着させることは困難であるとの指摘が彼らから発せられ、政府系金融機関を主軸とする間接金融中心の長期資金供給システムの定着が促されたのである。詳しくは、大蔵省財政史室編(1976) pp.364-374.を参照のこと。  
 62) 大蔵省財政史室編(1976) pp.369-381.  
 63) 同上。  
 64) 既に1950年代前半以降、財閥復活に向けて財閥グループごとに社長会も行われていたため、金融機関に取得された株式を通じて各財閥グループ内の株式相互所得が円滑に進むようになり、有機的な円環状の株式相互持合いが形成されるようになっていた。その結果、各金融機関による放出株引受けを通じて、財閥解体に伴い分散された血縁関係の薄い財閥系企業は、血縁関係の濃い企業集団へと移行するようになった。詳しくは奥村宏(1991) pp.76-80.を参照のこと。  
 65) Bloomfield, Arthur I. and Jensen, John P. Chapter 1. Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea, february 3.1950 (Bloomfield, Arthur I. and Jensen, John P. Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea, Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965) pp.3-5.)  
 66) Bloomfield, Arthur I. and Jensen, John P. Ibid., p.11.  
 67) Bloomfield, Arthur I. and Jensen, John P. Ibid., p.6.  
 69) 大蔵省財政史室編(1976) p.371.  
 70) 大蔵省財政史室編(1977) pp.489-507.  
 71) この見方の正しさは、林建久著『シャウブ博士とサ

リー教授講演用等要旨』において、シャウプ来日がドッジ・ラインを施行したジョセフ・ドッジによる要請ではないことが記され、なおかつ租税とは本来専門的・技術的な領域であり、ゆえにドッジははじめワシントンの首脳陣達による具体的指示が不可能であると記された点からも明らかになる。当時、ドッジは経済科学局 Economic and Scientific Section (略称ESS) 内主流派の「極端なニューディーラー」達と厳しく対立するとどまらず、GHQ全般に対して批判の矛先を向けていた。しかもシャウプはGHQ、なかでもドッジと対立していたESSのハロルド・モス (Moss, H) により来日を要請されていた。これらの点に基づいて、林はドッジ対シャウプという対立の図式を作り上げたのである。

- 72) 韓国財閥の成立過程は、青木 (2001) が「状態依存型ガバナンス (contingent governance)」と形容するコーポレート・ガバナンスにも近似している。情報共有型組織の生産性を相互強化する補完的な制度体系の成立を通じて、同ガバナンスが官僚制多元主義の制度を強化せざるを得なくなる点が明らかになるためである。制度自らがその基礎にある個体群ゲーム、韓国においては財閥経営の経営方針によって表現されるわけである。そこでは企業戦略の集合と利得の両方において非対称が生じており、多種多様な財閥集団が異なった役割を果たしている。これらのケースにおいて、分配の結果が慣習によって変化する現象が生じ、むしろ多くの均衡がパレート最適から発散することによって、共同体内の部分集団は超マクロの慣習を通じて利害対立がもたらされるようになる。詳しくは、青木昌彦 (2003) p. 363. を参照のこと。
- 73) ゆえにニューディーラーの影響を受けたシャウプ税制勧告においても、同様の資本蓄積策が唱えられていた。すなわち、1) 大規模企業に対する規制は不要であり、たとえ必要な場合があったとしても法人税率の累進化は適格ではない。2) 経済的或いは社会的に好ましくない独占力行使に対しては、むしろ「反トラスト法」、或いは「公益事業持株会社」を通じて規制すべきである。3) 独占体による支配力の集中は、好ましくない権力の集中化、或いは独占体同士の複雑な相互依存関係がもたらす可能性が懸念されるが、これらに対する処罰的課税は持株会社がもたらす合理性達成に負の影響を及ぼしかねない。とりわけ、このような法人間の複雑な相互依存関係がもたらす経済的効果は、アメリカが得意とする直接金融主導の金融構造を普遍化させると同時に、政府系長期金融機関はじめ政府機関による市場介入を防ぐ効果をもたらすという「意図せざる結果」を生み出したのである。
- 74) 今日、アメリカの影響下にある各国政府が乗り越えるべき課題は、急速に展開する経済のグローバル化への対応策として、如何に主体的な政策選択を行使するかという一言に集約されるが、その負の先駆例が第二次大戦から間もない日韓両国において示されていたのである。日本においてシャウプが唱えた「包括的所得税」の崩壊は戦後日本の資本蓄積に向けられ、金融機関はかつての傘下企業の株式の再取得に専念できた。それらの保有株式を梃子に戦前、戦中期の「系列融資」の復活に成果をあげ、金融機関と企業の間メイン・バンク制を再構築させた。金融機関との深い結びつきに裏づけられた旧財閥系企業が復活し、金融機関主導型の経済発展という戦前型の「内発的発展」が復活を遂げた。1950年代の日本においては、朝鮮戦争勃発に伴う「特需」により対日「制

度移植」(「ドッジ・ライン」, 「シャウプ税制勧告」) は挫折に終わった。アメリカによる対日「制度移植」がもたらした「意図せざる結果」により、金融機関を中軸に据えて旧財閥系企業は再結集を図ることができた。アメリカによる「財閥解体」など経済民主化路線からの離脱を通じて、金融機関主導型自立的な経済発展(「財閥の復活」)の路線へと転じた。このようにして、日本における契約の不完備性が成立した。いわゆる「反共の砦」としてアメリカの軍事的・政治的世界戦略を通じて援助が続けられた韓国に対する「制度移植」の試みもまた、以下のように契約の不完備性をもたらすこととなった。当初、アメリカは「金融民主化」達成のために自国型金融モデルへの「制度移植」を目指す「ブルームフィールド金融勧告」を行ったが、「勧告」による政府帰属銀行株払下げの要求は恣意的、公正さを欠いた配分方法により強行され、銀行株を取得した特恵商人を韓国財閥へと育成させる要因を成した。アメリカ型租税制度への「移植」を目的に導入が試みられた「ウォールド税制勧告」も「資本蓄積型税制」のみが残され、挫折へと至り、韓国財閥主導型の経済発展を確実にした。韓国財閥の生成・発展には、その背景にはこのようなアメリカによる政治的・軍事的世界の思惑が存在していたのである。すなわち、朝鮮戦争後におけるアメリカによる強硬な外交戦略の展開(米ソ冷戦構造の定着)に伴い自国型経済制度の対韓「制度移植」は挫折に至り、後の財閥主導型の経済発展へと繋がった。アメリカ型経済モデルへの「制度移植」の試みは、皮肉にもアメリカ自らの世界戦略によって挫折し、両政策の乖離は日韓ともに独自の経済発展プロセスを歩ませ、やがて契約の不完備性を生み出すに至ったのである。

## 参考文献

英語

- Amable, B. (2003) *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press. (山田鋭夫・原田裕治他訳『五つの資本主義: グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店、2005年)
- Aoki, M. (2001) *Towards A Comparative Institutional Analysis*, The MIT Press. (滝澤弘和・谷口和弘訳『比較制度分析に向けて』NTT出版、2013年)
- Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John (1950) *Chapter 1. Recommendations Regarding Central Banking Reform in South Korea*, february 3. 1950 (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea*, Reprinted by Research Department, Bank of Korea, 1965).
- Bloomfield, I. Arthur (1960) *Chapter V. Report And Recommendations on the Korean Reconstruction Bank*, (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea* Reprinted by Research. Department, Bank of Korea, 1965)
- Bloomfield, I. Arthur (1965) *Report and Recommendations on Banking in South Korea* (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, ed., *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea* Reprinted by Research Department, Bank of Korea.)



- Bloomfield, I. Arthur (1965) *Report and Recommendations on Banking in South Korea* (Bloomfield, I. Arthur and Jensen, P. John, ed., *Reports and Recommendations on Monetary Policy and Banking in Korea* Reprinted by Research Department, Bank of Korea.)
- Bowles, S. (2004) *Microeconomics: Behavior, Institutions and Evolution*, Princeton University Press. (塩沢由典・磯谷明徳・植村博恭訳『制度と進化のミクロ経済学』NTT出版、2007年)
- Bowles, S. (2016) *The Moral Economy: Why Good Incentives Are No Substitute for Good Citizens*, New Haven: Yale University Press. (植村博恭・磯谷明徳・遠山弘徳訳『モラル・エコノミー: インセンティブか善き市民か』NTT出版、2017年)
- Bowles, Samuel Gintis, Herber (2011): *A Cooperative Species: Human Reciprocity and Its Evolution*, Princeton Univ Press
- Boyer, R. (1988) "Formalising Growth Regime," in G. Dosi, C. Freeman, G. Silverberg and L. Soete (eds.) *Technical Change and Economics Theory*, Pinter Publisher.
- Boyer, R. (2002) *La Corissance, début de siècle: De l'octet au gène, La Découverte*. (井上泰夫監訳・中原隆幸・新井美佐子訳『ニュー・エコノミーの研究: 21世紀型経済成長とは何か』藤原書店、2007年)
- Boyer, R. (2015) *Économie politique des capitalismes: Théorie de la régulation et des crises, La Découverte*. (山田鋭夫監修・原田裕治訳『資本主義の政治経済学: 調整と危機の理論』藤原書店、2019年)
- Boyer, R. and Y. Saillard (2002) *Regulation Theory: The State of the Art, London and New York*, Routledge.
- Douglass C. North (1990) *Institutions Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press.
- Louis Hartz (1955) *The Liberal Tradition in America*, Harcourt Brace & Co., New York (有賀卓訳『アメリカ自由主義の伝統』講談社、1994)
- Masahiko, Aoki (2001) *Toward a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press (Karl Polanyi (2001), *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time* Beacon Press.
- Mahoney, J. and K. Thelen (2010) *Explaining Institutional Change*, Cambridge University Press.
- Michał Kalecki (1954) "Theory of Economic Dynamics": *An essay on cyclical and long-run changes in capitalist economy*, (宮崎義一・伊東光晴訳、『経済変動の理論 資本主義経済における循環的及び長期的変動の研究』、新評論、1968年)。
- North, D (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, (Cambridge University Press, 1990). (竹下公視訳 (1994) 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房)。
- T.B. Veblen (1899) *The Theory of Leisure Class*, The MacLamin Company, 1899.
- T.B. Veblen (1919) *The Place of Science in Modern Civilization and Other Essays* (New York: B.W. Huebsch, 1919)
- T.B. Veblen (1914) *The Instinct of Workmanship and the State of the Industrial Arts* (New York: Augustus M. Kelley.)
- 日本語  
青木昌彦 (2003) 『比較制度分析に向けて』NTT出版会。  
安熙錫 (2004) 「企業成長と所有・経営 韓国の事例」『流通科学と市場の対話 白石善章教授退任記念論文集』
- 流通科学大学  
石弘光 (1984) 『財政理論』有斐閣経済学叢書。  
植村博恭・磯谷明徳・海老塚明 (2007) 『新版 社会経済システムの制度分析: マルクスとケインズを超えて』名古屋大学出版会。  
植村博恭 (2015) 「社会経済システムの制度分析と経済理論の再建: 現代経済学との対話を通して」『季刊経済理論』52巻1号: 4-21。  
宇沢弘文「第一部第五章 ソースティン・ヴェブレン」『宇沢弘文著作集IX. 経済学の系譜』(岩波書店、1994)  
大蔵省財政史室 (1976) 『昭和財政史—終戦から講和まで—第3巻・アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社。  
大蔵省財政史室編 (1977) 『昭和財政史—終戦から講和まで—第7巻・租税(1)』東洋経済新報社。  
大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—第13巻・金融(2)、企業財務、見返資金』  
奥村宏『新版 法人資本主義の構造』社会思想社、1991  
金三洙 (1993) 『韓国資本主義国家の成立過程』東京大学出版会。  
佐々木毅 (1986) 『現代アメリカの保守主義』(岩波書店)  
汐見三郎、井藤半彌 (1950) 『シャープ勧告の総合的研究』日本租税研究協会。  
中野秀一郎 (1982) 『アメリカ保守主義の復権—フーバー研究所をめぐる知識人—』有斐閣  
鄭章淵 (2007) 『韓国財閥史の研究』日本経済評論社  
宮島洋「シャープ勧告の再評価」『経済評論』昭和47年4月号  
森田雅憲『ハイエクの社会理論——自生的秩序論の構造』日本経済評論社、2009年  
吉岡健次・兼村高文・江川雅司『シャープ勧告の研究』時潮社、1984年  
渡辺利夫・金昌男『韓国経済発展論』勁草書房、1996年  
渡辺靖 (2019) 『リバタリアニズム—アメリカを揺るがす自由至上主義—』中公新書  
和田春樹、石坂浩一編『現代韓国・朝鮮』岩波書店、2002年
- 韓国語  
金命潤 (1967) 『韓国の財政構造』高麗大學出版部  
大韓民國政府 (1948) 『韓美財政及び財産に関する協定』  
大韓民國政府 (1948) 『大韓民國と米合衆国との援助協定』  
韓国税関『貿易統計』  
韓國銀行調査部「韓国銀行法の変遷」(1990) (金健韓國銀行総裁編『韓国銀行40年史』付録に所収) 韓國銀行調査部。  
『毎日経済新聞』



